

鳥取県環境影響評価条例  
(平成10年12月22日鳥取県条例第24号) (抜粋)

(準備書についての知事の意見)

- 第19条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業についての意見)

- 第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

- 第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

- 第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

- 第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

- 第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日  
鳥取県環境影響評価審査会

### (趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

### (公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

### (傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

### (傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

### (会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

# 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

## 1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

## 2. 改正法の概要

### (1) 交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

### (2) 計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

### (3) 方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

#### (4) 電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

#### (5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べるができるものとする。

#### (6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に対して意見を述べるものとする。

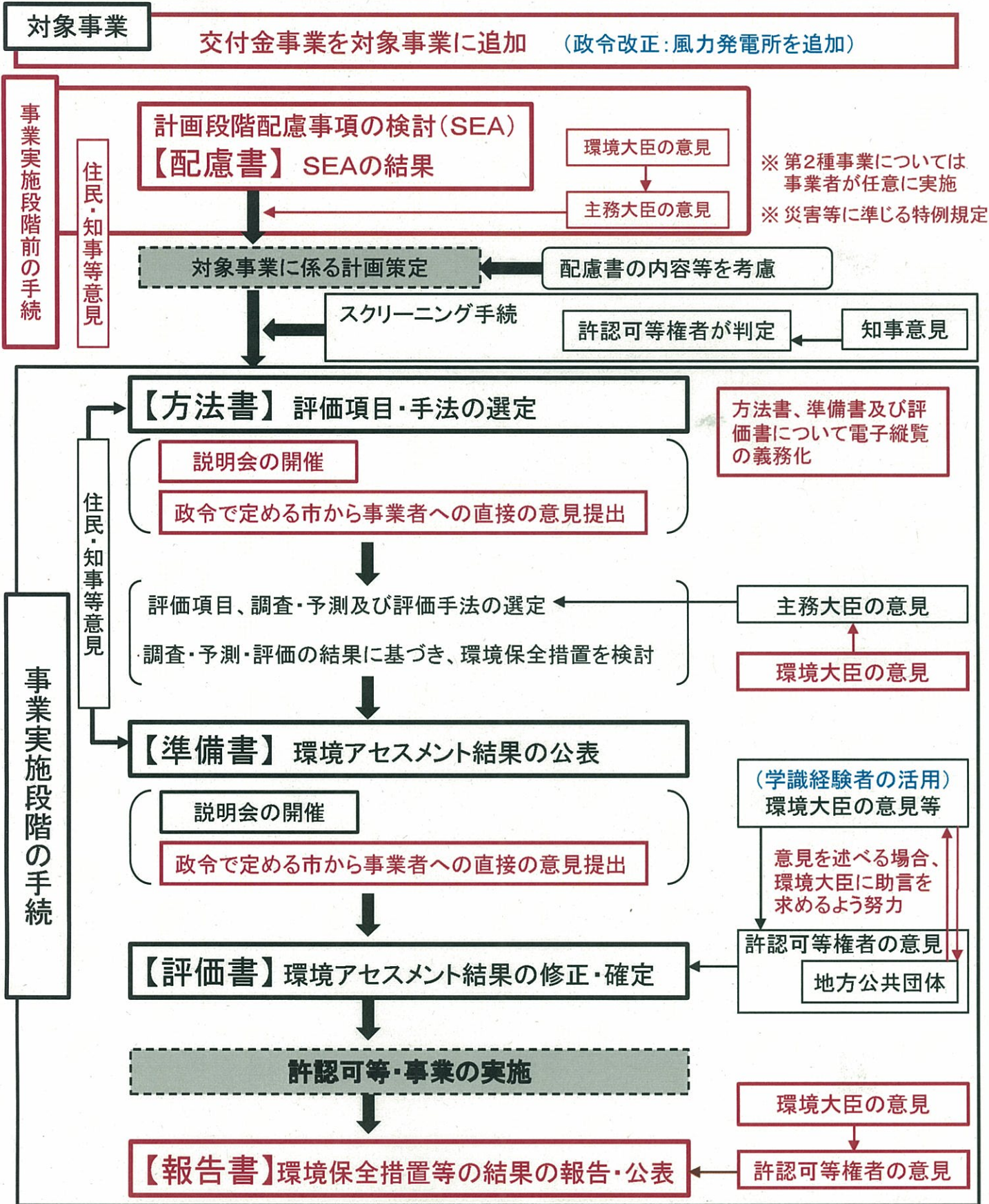
#### (7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

### 3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 環境影響評価法改正法の概要 (赤字・赤矢印が法改正事項)



※ 配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行  
上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行

## 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要（風力関係）

### 1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成 22 年 2 月 22 日）において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた。（平成 23 年 6 月 21 日）

この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

### 2. 内容

#### （1）対象事業の規模要件（別表第 1 関係）

出力が 1 万 kW 以上である風力発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が 7,500kW 以上 1 万 kW 未満である風力発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

#### （2）軽微な修正の要件（別表第 2 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

#### （3）軽微な変更の要件（別表第 3 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置が 100 メートル以上移動しないことを要件とする。

#### （4）その他

法 54 条第 1 項における政令委任事項については、施行令第 13 条の規定を準用する。

### 3. 今後の予定

閣議決定：平成 23 年 11 月 11 日

公布：平成 23 年 11 月 16 日

施行：平成 24 年 10 月 1 日

# 鳥取県環境影響評価条例及び施行規則の一部改正について

平成 24 年 5 月  
鳥取県環境立県推進課

## 1 改正の方針

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）については、施行後 10 年が経過する中で、状況の変化及び法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するために、中央環境審議会での答申を踏まえ、平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布されました。

一方、鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号。以下「条例」という。）においても、施行後 10 年が経過し、鳥取県地球温暖化対策条例の制定や風力発電施設の導入促進など社会を取巻く状況が変化しており、法改正に加えて状況に応じた必要な措置を講じる必要があります。

ついては、今回の法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行分）に伴い、条例及び施行規則に関する所要の改正を行うものです。

また、来年度以降は、法及び政令改正（平成 24 年 10 月 1 日政令施行分、平成 25 年 4 月 1 日施行分）に伴う条例及び施行規則に関する所要の改正の検討を行うとともに、対象事業等の条例の内容等についても見直しを検討していく予定としております。

## 2 今回の改正内容

条例についても、法改正と同等の手続きが必要と判断し、今回の法改正に伴い、次のとおり条例及び施行規則を改正するものです。

### （1）方法書における要約書の作成と説明会開催の義務化

- ・法において、作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施及び要約書の作成を義務化するもの。
- ・これまで、条例には方法書における要約書の作成及び方法書説明会の開催についての規定がなく、今回条例に規定追加。

### （2）電子縦覧の義務化

- ・法において、電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化するもの。
- ・条例においても、方法書、準備書及び評価書の公告及び縦覧について、インターネットの利用等により公表する規定を追加。

### （3）経過措置

- ・条例の施行は、平成 24 年 4 月 1 日であり、条例附則により、施行日以後に公告及び縦覧された方法書、準備書及び評価書について適用する旨の経過措置を記載。

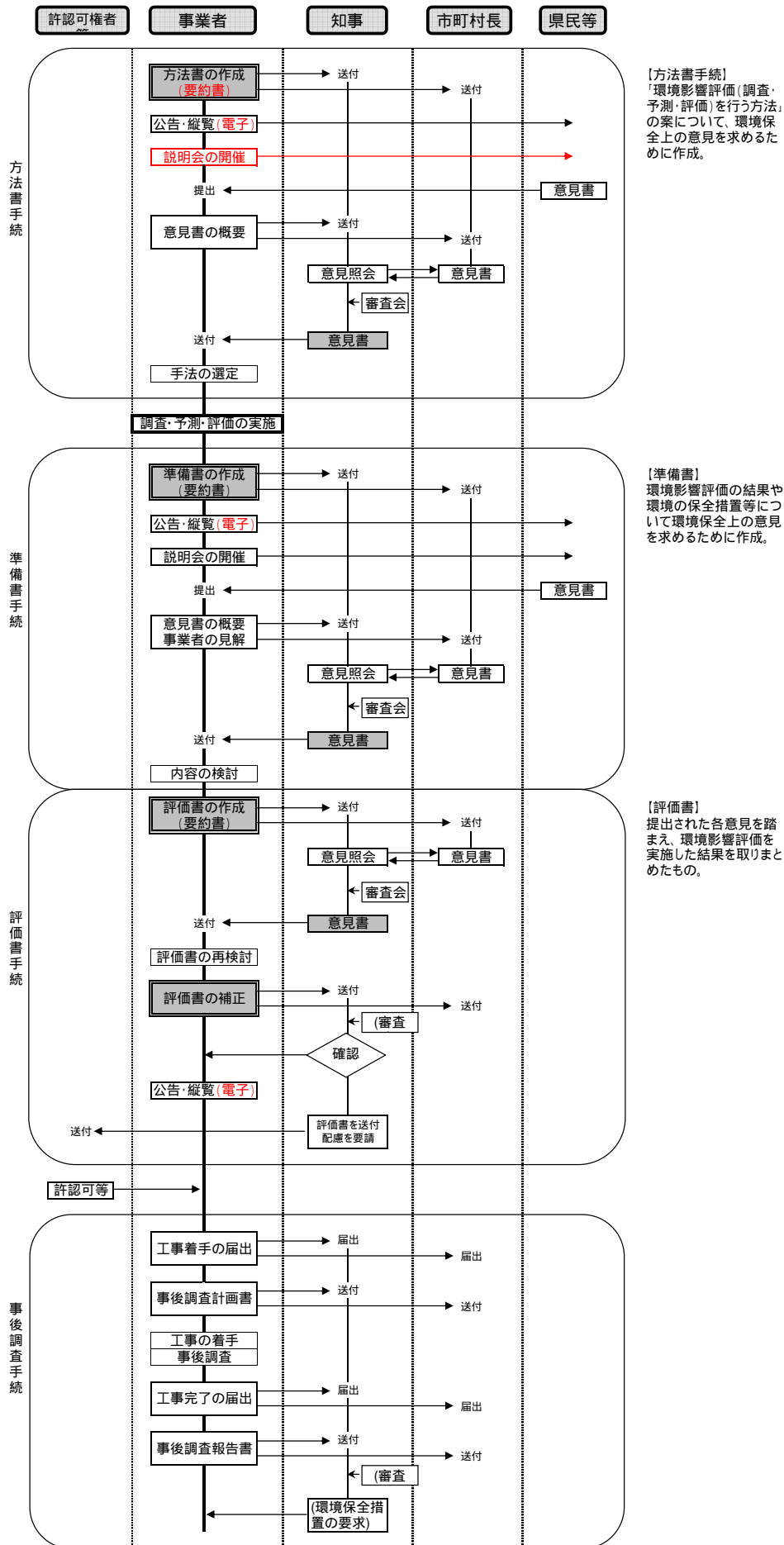
### （4）都市計画法に関する所要の改正

- ・条例第 36 条の規定により、都市計画法に規定される環境影響評価等の手続きの特例については、規則で定めることとなっており、法改正に伴い施行規則を改正。

## 3 今後の改正検討事項

- （1）風力発電所を対象事業に追加（政令：平成 24 年 10 月施行）
- （2）計画段階配慮書の手続きの新設（法：平成 25 年 4 月施行）
- （3）環境保全措置等の公表等の手続きの具体化（法：平成 25 年 4 月施行）
- （4）（1）～（3）の法及び政令改正に伴う条例及び施行規則の改正のほか、対象事業等の条例の内容等についても見直しを検討

# 鳥取県環境影響評価条例の手續の流れ(H240401改正後)





## 今後のスケジュール(案)

改正環境影響評価法が2段階（平成24年4月及び平成25年4月）で施行されることから、条例改正についても法改正と同様のスケジュールで実施予定。

風力発電所の対象事業追加に係る政令改正が平成24年10月に施行される予定であることから、条例規則改正についても検討。

年月日	法・省令改正	県の対応予定	審議会
平成23年 9月			審議会全体会 ・諮問
11月			企画政策部会
平成24年 2月		条例改正案を2月議会付議 (改正法の第1段階相当)	
3月			審議会全体会 ・改正条例・規則 (第1段階)の報告
4月	改正法・政省令の施行(第1段階) ・方法書の要約書作成と説明会開催の義務化 ・電子縦覧の義務化(方法書、準備書、評価書) 基本的事項(告示)	改正条例・規則の施行 (第1段階)	
~		事業者・行政機関等聞き取り アセス審査会 パブリックコメント	企画政策部会 (随時)
9月	主務省令公布(対象事業種ごとの指針) 改正政省令の公布(第2段階)		企画政策部会 審議会全体会 ・答申
10月	改正政令の施行(対象事業の追加) ・風力発電所を対象事業に追加		
11月		条例改正案を11月議会付議 (改正法の第2段階相当)	
~		アセス審査会 (改正技術指針の審議)	
平成25年 4月	改正法・政省令の施行(第2段階) ・計画段階配慮書の手続の新設 ・環境保全措置等の公表等	改正条例・規則の施行 (第2段階) (風力発電所等の対象事業追加) 改正技術指針告示	

<鳥取県として独自に検討する事項>

- ・対象事業のあり方(現行の対象事業の見直し等)
- ・特別地域の検討(ジオパーク区域など)

## 環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例		
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域	
道路	高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 - 幅6.5m、20km以上	- - 7.5km以上10km未満 - 幅6.5m、15km以上20km未満	- - 4車線、10km以上 }	- - 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改变面積100ha以上 改变面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改变面積100ha以上 改变面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改变面積 75ha以上 改变面積 75ha以上
鉄道	新幹線 在来線	すべて 10km以上	- 7.5km以上10km未満	- 10km以上	- 7.5km以上
飛行場 (滑走路)	新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所	水力 火力 地熱 原子力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 -	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 -	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 -
廃棄物最終処分場		埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓		50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業		100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画		埋立等区域300ha以上	-	-	-
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	-	-	100t /日以上 100kl /日以上	75t /日以上 75kl /日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス	-	-	1万m <sup>3</sup> /日以上 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	7500m <sup>3</sup> /日以上 3万Nm <sup>3</sup> /時以上
ゴルフ場又はスキー場		-	-	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)		-	-	75ha以上 (土地改变区域に限る)	50ha以上 (土地改变区域に限る)
岩石等採取事業		-	-	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)		-	-	75ha以上	50ha以上
複合開発事業		-	-	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域

特別地域：貴重な自然や生物が豊富で、自然景観にも優れ、開発について特に配慮を要する地域として定めたもの(国立公園等)

港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

## 特 別 地 域

事 業 の 種 類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路 (4車線以上の新設・4車線以上の改築)</li> <li>・ 鉄道及び軌道</li> <li>・ 飛行場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園</li> <li>・ 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域</li> <li>・ 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域</li> <li>・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定により指定された特別保護地区</li> <li>・ ハマナス自生南限地帯(※1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園</li> <li>・ 保育所</li> <li>・ 病院及び患者の収容施設を有する診療所</li> <li>・ 上記施設の周囲1kmの区域</li> <li>○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路</li> <li>・ 公有水面の埋立て及び干拓</li> <li>・ 土地区画整理事業</li> <li>・ 流通業務団地造成事業</li> <li>・ 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中海湖沼水質保全指定地域等(※2)</li> <li>○ 湖山池流域(※3)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所</li> <li>・ 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場</li> <li>・ 畜産団地造成事業</li> <li>・ ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設</li> <li>・ 工場等の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中海湖沼水質保全指定地域等</li> <li>○ 湖山池流域</li> <li>○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域(※4)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域</li> </ul>

(※1) 昭和58年文部省告示第90号

(※2) 平成元年総理府告示第5号

(※3) 「湖山池水質管理計画」の対象地域のうち、河川、排水路などを通じて、直接「湖山池」に汚濁物が流れ込んでいる地域(湖山池流域)とする

(※4) 規則で定める指定水域及び指定地域なし。(公布日現在)

# 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称) 環境影響評価準備書の概要

## 鳥取県東部広域行政管理組合

### 1

### 事業の目的

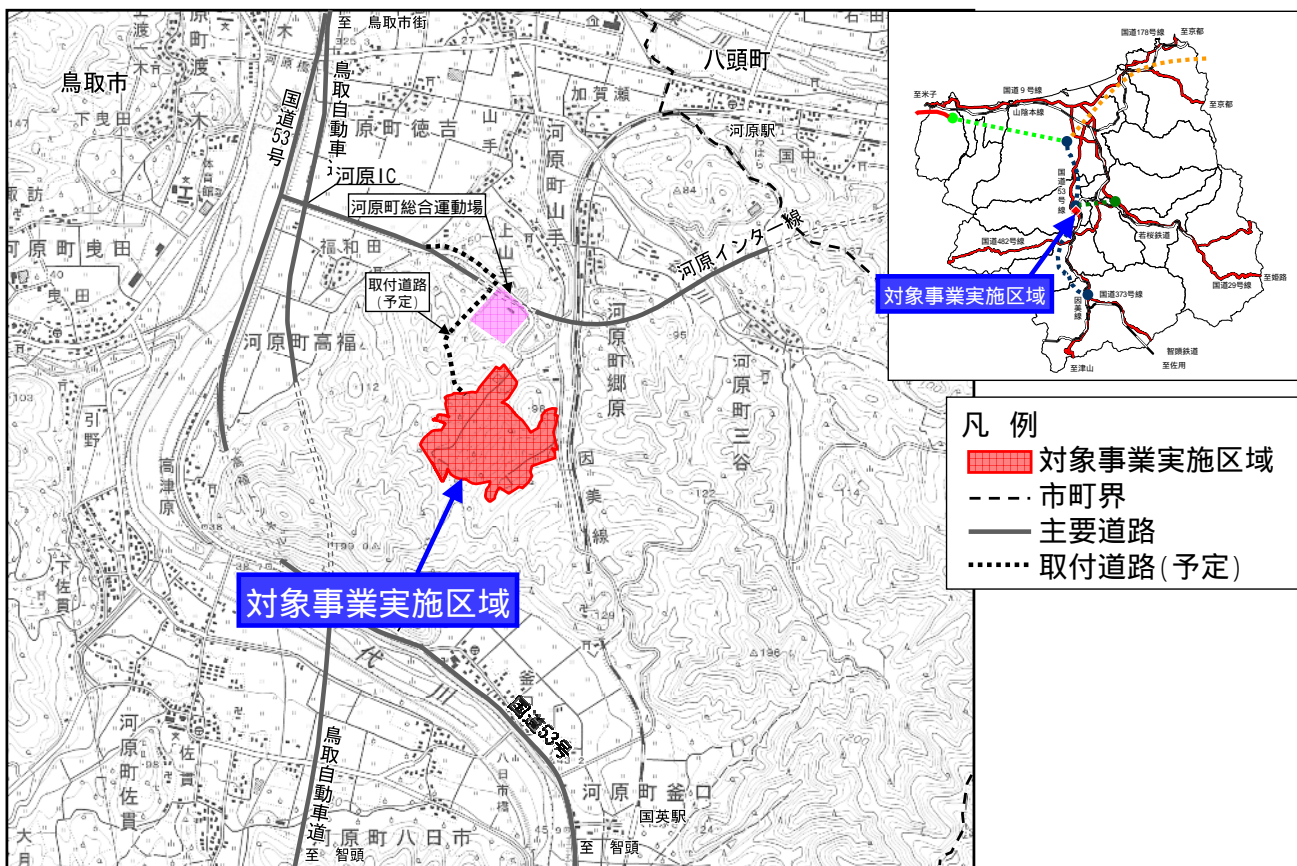
準備書  
2-1頁

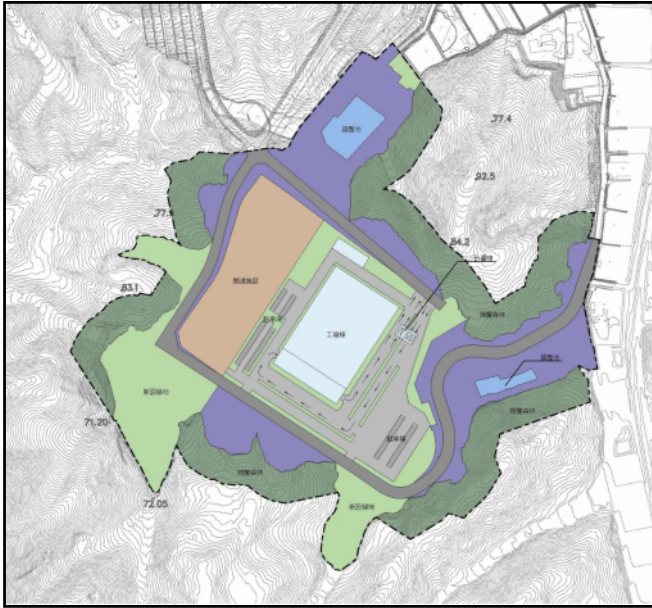
現在、鳥取県東部圏域の可燃ごみの中間処理は、鳥取市にあるごみ焼却施設で行い、組合は、不燃ごみ(一般廃棄物)の中間処理及び焼却残渣・不燃残渣等の埋立処分を行っています。

ごみ焼却施設は、現在鳥取市に4施設が稼働していますが、これら施設は平成16年に行われた市町村合併以前の各市町のごみを焼却していた施設です。その中で最大規模の鳥取市神谷清掃工場は稼働開始以降約20年が経過し、他の施設についても稼働開始後14～20年が経過しているため、老朽化の進行が見受けられる状況にあります。

本事業は、鳥取県「ごみ処理の広域化計画」に基づき、これらの老朽化しつつあるごみ焼却施設に代わり、新たに可燃物処理施設を建設しようとするものです。

事業の名称	鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)
事業の実施位置	鳥取市河原町山手他
計画施設の処理能力及び処理方式	処理規模：270 t / 日 (24時間) 〔90 t / 日 × 3 炉〕 処理方式：3 方式 (「ストーカ方式」、 「ストーカ + 灰溶融方式」、 「ガス化溶融方式」) のいずれかを検討中
事業の実施予定	平成29年度稼働





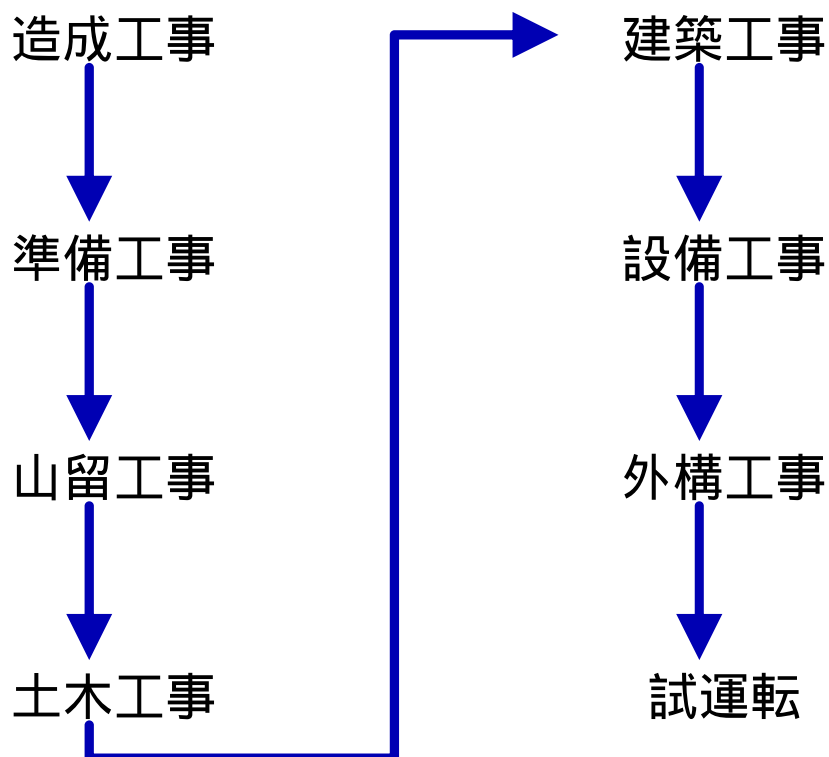
土地利用区分		面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備考
計画建物等		約9,300	約 6	工場棟、計量棟等
通路・駐車場等		約15,200	約 10	
道路		約11,900	約 8	
緑地	残置森林	約37,900	約 26	
	新設緑地	約26,500	約 18	
	小計	約64,400	約 44	
関連施設		約12,400	約 9	
擁壁等		約30,300	約 21	法面等
調整池		約2,900	約 2	
合 計		約146,400	100	

区 分	構造・諸元
工場棟	建築面積：約8,600m <sup>2</sup> 、高さ：32～35m 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階
焼却炉	能力：270t/日(90t/日×3炉)
その他	発電施設 管理室、トラックスケール 見学ルート等の設定 ごみピット：7日分以上
煙 突	高さ 59m程度
緑 地	約64,400m <sup>2</sup> (44%) (新設緑地：約26,500m <sup>2</sup> 、残置森林：37,900m <sup>2</sup> )

項 目		計画目標値	法規制値等
大 気 質	硫黄酸化物	100ppm以下	K値 = 17.5
	窒素酸化物	100ppm以下	250ppm以下
	塩化水素	50ppm以下	430ppm以下
	ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.08g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下

項 目		計画目標値	法規制値等
騒 音	6 : 00 ~ 8 : 00	65デシベル以下	用途地域の定めはないため、規制基準は適用されない。
	8 : 00 ~ 18 : 00	65デシベル以下	
	18 : 00 ~ 23 : 00	65デシベル以下	
	23 : 00 ~ 6 : 00	50デシベル以下	
振 動	8 : 00 ~ 19 : 00	65デシベル以下	用途地域の定めはないため、規制基準は適用されない。
	19 : 00 ~ 8 : 00	60デシベル以下	

項目		計画目標値	法規制値等	
悪臭	特定悪臭物質濃度	アンモニア	1ppm以下	用途地域の定めはないため、規制基準は適用されない。
		メチルメルカプタン	0.002ppm以下	
		硫化水素	0.02ppm以下	
		硫化メチル	0.01ppm以下	
		二硫化メチル	0.009ppm以下	
		トリメチルアミン	0.005ppm以下	
		アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
		プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	
		ホルムアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	
		ホルムアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソブチルアルデヒド	0.003ppm以下	
		イソブチロール	0.9ppm以下	
		酢酸エチル	3ppm以下	
		メチルイソブチルケトン	1ppm以下	
		トルエン	10ppm以下	
		スチレン	0.4ppm以下	
		キシレン	1ppm以下	
		プロピオン酸	0.03ppm以下	
		ノルマル酪酸	0.001ppm以下	
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下			
イソ吉草酸	0.001ppm以下			





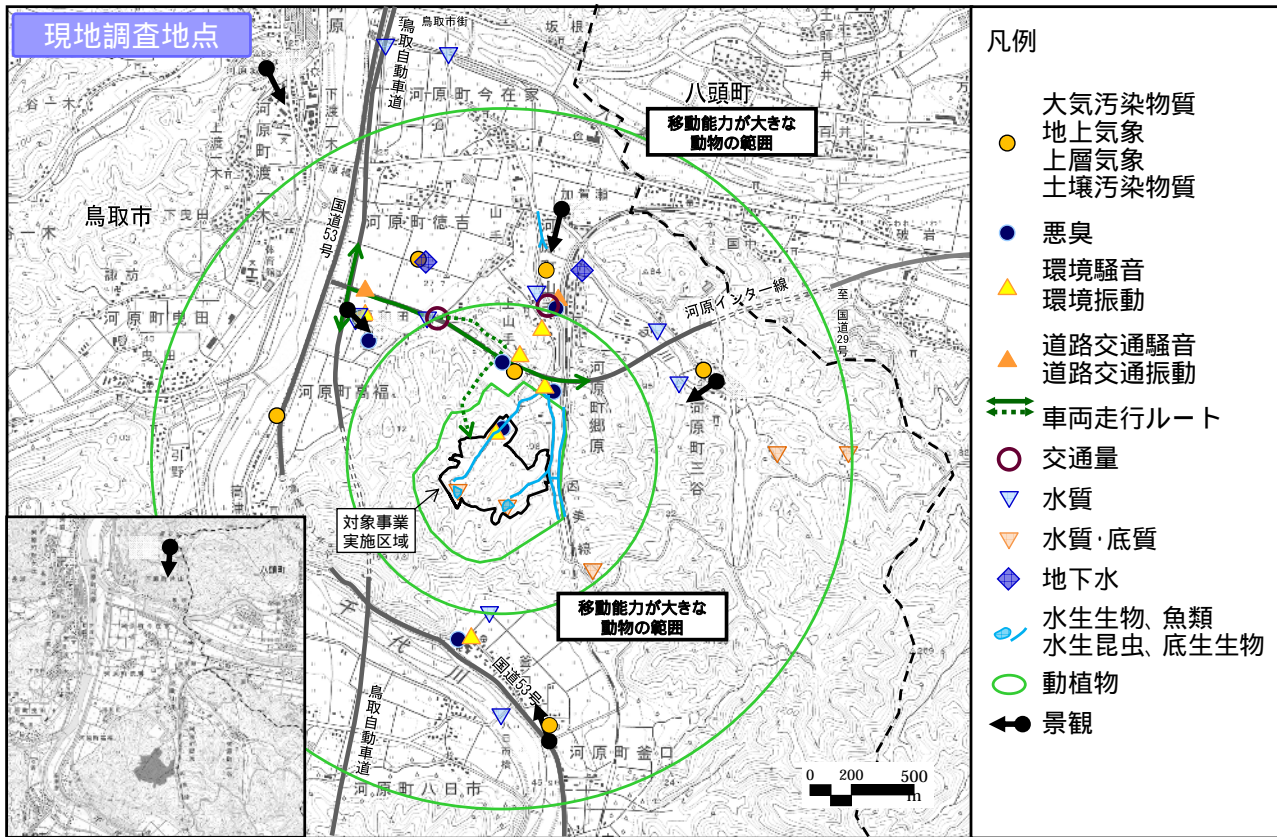
評価項目	区分 環境 影響要因	工事の実施				施設の存在・供用		
		造成 工事	資材運搬 車両等の 走行	建設機械 の稼働	廃棄物の 発生	施設の 存在	廃棄物運 搬車両等 の走行	施設の 稼働
大気	質							
騒音	音							
振動	動							
悪臭	臭							
水質	質							
底質	質							
地下水	水							
地形・地質	地							
土壌	土							
植物	植							
動物	動							
水生生物	水							
生態系	生							
景観	景							
触れ合い活動の場	触							
廃棄物等	廃							
温室効果ガス等	温							

計画施設の処理方式は、以下の3方式から選定  
「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」「ガス化溶融方式」



環境影響の予測評価は、以下のとおり実施  
処理方式毎に実施

- ・施設稼働による大気質、悪臭及び土壌  
最も影響が大きい諸元にて実施
- ・資材運搬車両等の走行による大気質、騒音振動、触れ合い活動の場
- ・建設機械の稼働による騒音振動
- ・施設稼働による騒音振動、廃棄物等、温室効果ガス
- 3方式共通の1条件で実施
- ・廃棄物運搬車両等の走行による大気質、触れ合い活動の場
- ・造成工事実施による水質・底質・地下水、地形・地質、植物・動物、生態系
- ・建設機械の稼働による動物
- ・施設の稼働による動物・水生生物
- ・施設の存在による生態系



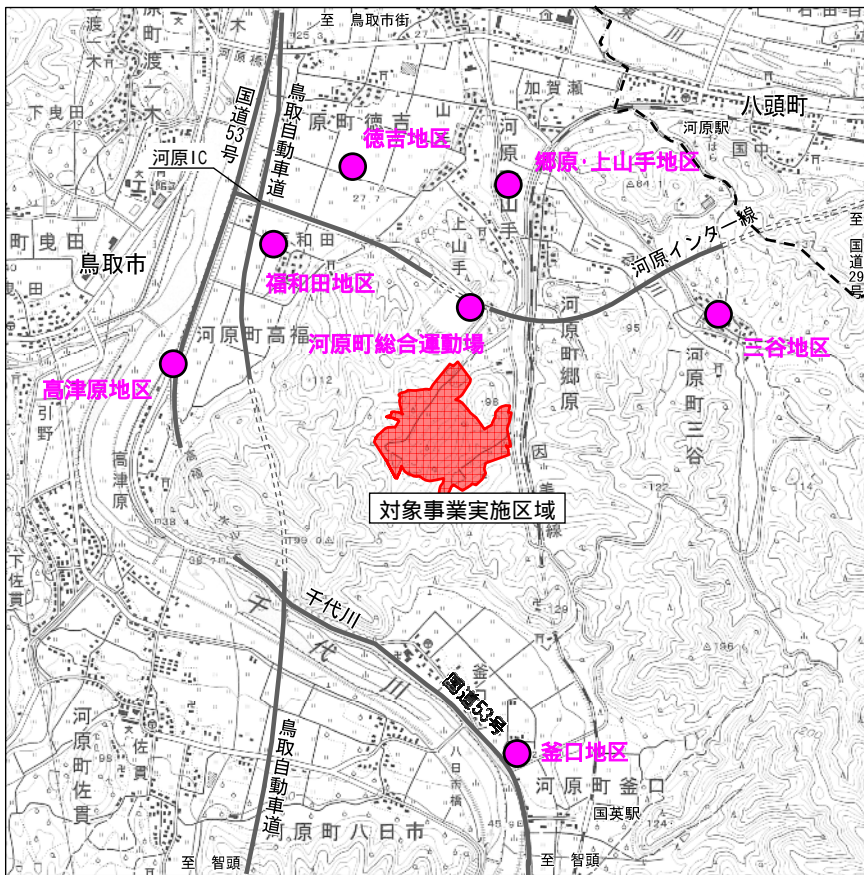
既存資料調査結果

常時監視測定局測定結果

測定局	二酸化硫黄 (ppm)		二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		ダイオキシン類 <sup>注1)</sup> (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
	年平均値	日平均値の2%除外値	年平均値	日平均値の年間98%値	年平均値	日平均値の2%除外値	年平均値
鳥取保健所	0.000 <sup>注2)</sup>	0.003	0.007	0.016	0.019	0.077	0.010
環境基準	-	0.04以下	-	0.04 ~ 0.06のゾーン内又はそれ以下	-	0.10以下	0.6以下

注1) ダイオキシン類は平成21年度の値。

注2) 二酸化硫黄(年平均値0.000は、小数点第3位以下の値。)

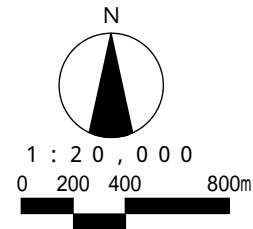


凡例

対象事業実施区域

市町界

現地調査地点



### 現地調査結果

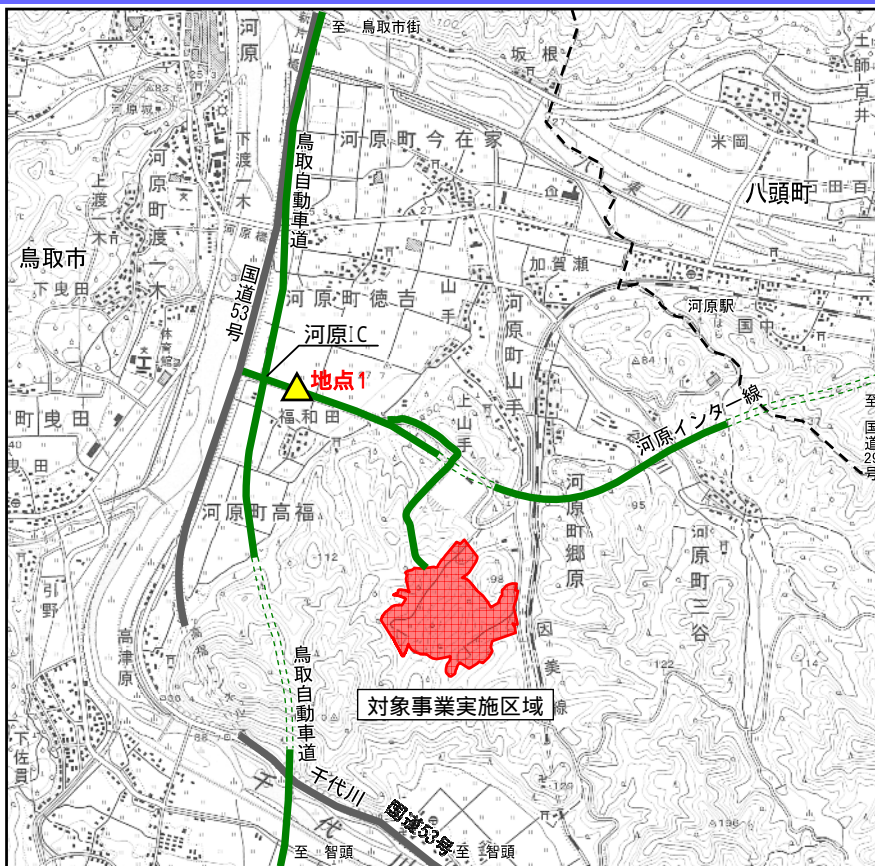
#### 現地調査結果(4季調査 平均値)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状 物質 (mg/m <sup>3</sup> )	ダスト類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
1 河原町総合運動場	0.002	0.003	0.019	0.0066
2 福和田地区	0.001	0.005	0.015	0.0088
3 郷原・上山手地区	0.001	0.004	0.017	0.0078
4 徳吉地区	0.001	0.004	0.018	0.0079
5 釜口地区	0.001	0.004	0.018	0.0072
6 三谷地区	0.001	0.002	0.018	0.0055
7 高津原地区	0.002	0.005	0.021	0.0081
環境基準	0.04以下	0.04~0.06の ゾーン内または それ以下	0.10以下	0.6以下


## 主な環境保全措置

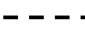
## 資材運搬車両等の走行


- ・ 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けます。
- ・ 資材運搬車両等は、アイドリングストップを徹底します。
- ・ 資材運搬車両等は、整備、点検を徹底します。




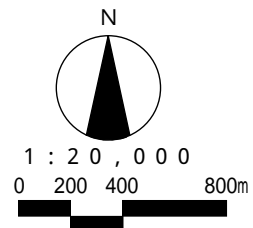
## 凡例

 対象事業実施区域

 市町界

 資材運搬車両等  
走行ルート

 予測地点



## 大気汚染物質濃度予測結果

予測項目	年平均値				日平均値 の98%値 または2% 除外値	環境基準
	資材運搬 車両等寄 与濃度	一般車両 寄与濃度	バックグ ラウンド 濃度	環境濃度 予測結果		
	A	B	C	A+B+C		
二酸化窒素 (ppm)	0.000086	0.001388	0.003	0.004474	0.014	0.04 ~ 0.06の ゾーン内 またはそ れ以下
浮遊粒子状 物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000011	0.000146	0.019	0.019157	0.048	0.10以下

## 土地造成工事の実施による粉じんの発生予測結果

区分	風速5.5m/秒以上になる年間時間数	風速5.5m/秒以上が出現した日数
出現頻度	40時間	24日

## 主な環境保全措置

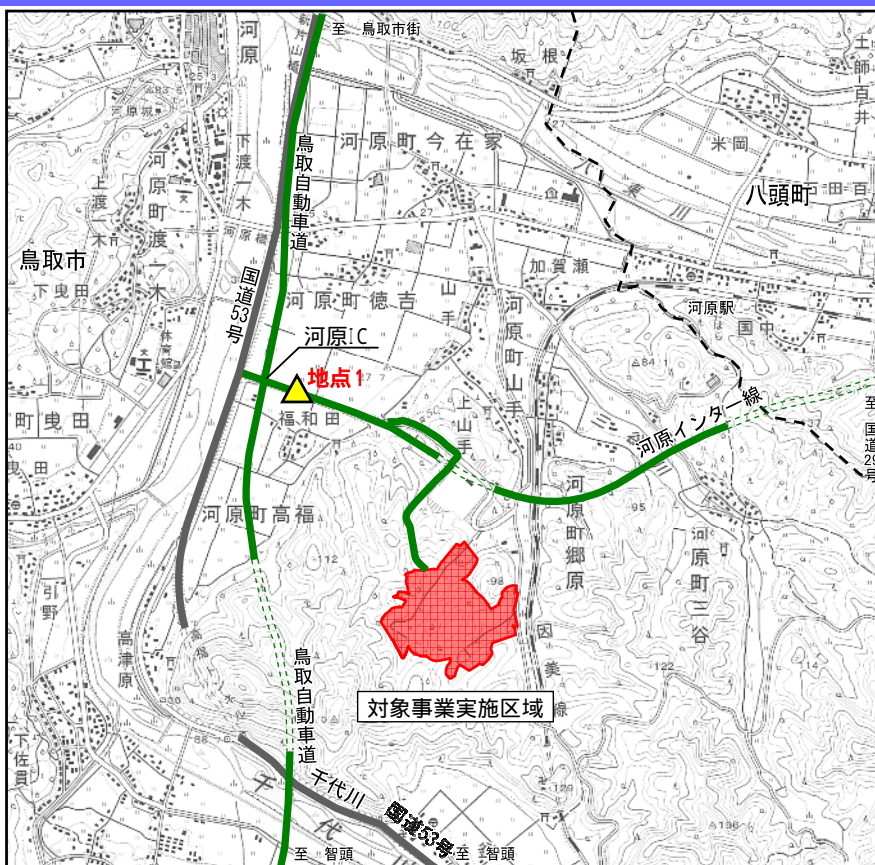
## 土地造成工事の実施による粉じんの発生

- ・対象事業実施区域の敷地境界には仮囲い等を設置します。
- ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時には、適宜散水を行います。


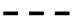


## 主な環境保全措置

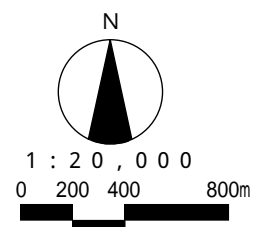
### 廃棄物運搬車両等の走行

- ・ ゴミ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避けます。
- ・ ゴミ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急加速・急発進等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底します。
- ・ ゴミ収集車両等の整備・点検を徹底します。



#### 凡例

-  対象事業実施区域
-  市町界
-  廃棄物運搬車両等走行ルート
-  予測地点



## 大気汚染物質濃度予測結果

予測項目	年平均値				日平均値 の98%値 または2% 除外値	環境基準
	廃棄物運 搬車両等 寄与濃度	一般車両 寄与濃度	バックグ ラウンド 濃度	環境濃度 予測結果		
	A	B	C	A+B+C		
二酸化窒素 (ppm)	0.000585	0.001365	0.003	0.004950	0.015	0.04 ~ 0.06の ゾーン内 またはそ れ以下
浮遊粒子状 物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000073	0.000145	0.019	0.019218	0.048	0.10以下

## 主な環境保全措置

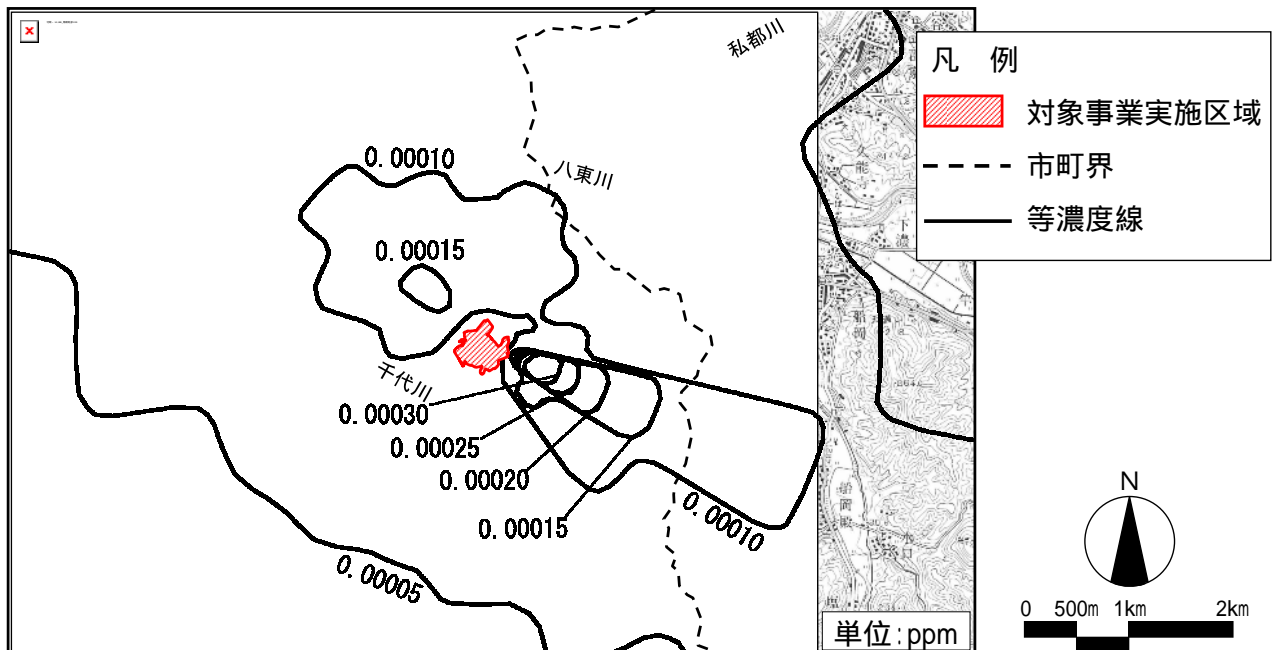
## 施設の稼働(煙突排ガスの排出)

- ・排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出します。
- ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器(バグフィルター)の採用を基本とします。

大気汚染物質濃度予測結果 (最大着地濃度地点)

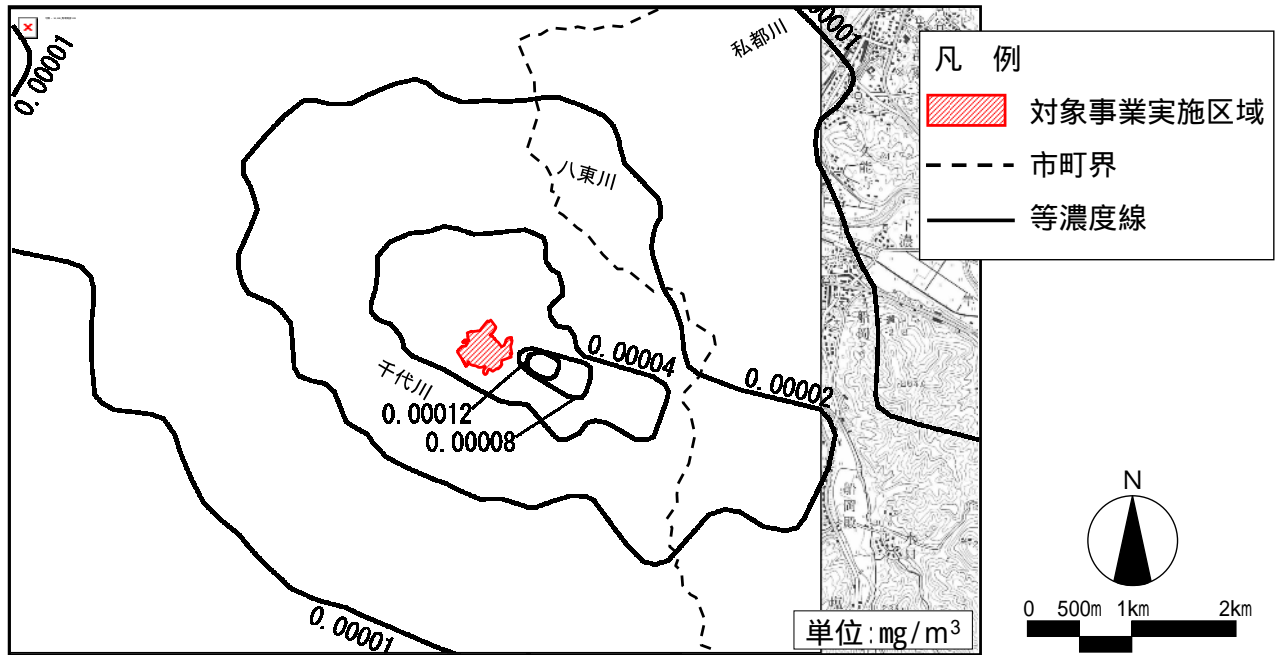
予測項目	年平均値			日平均値 の98%値 または2% 除外値	環境基準
	付加濃度	バックグラ ウンド濃度	環境濃度		
	A	B	C=A+B		
二酸化硫黄 (ppm)	0.00141	0.002	0.00341	0.006	0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	0.00034	0.003	0.00334	0.007	0.04~0.06の ゾーン内また はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00014	0.019	0.01914	0.050	0.10以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.00141	0.0066	0.00801	-	0.6以下

予測結果 (二酸化窒素：長期平均濃度)

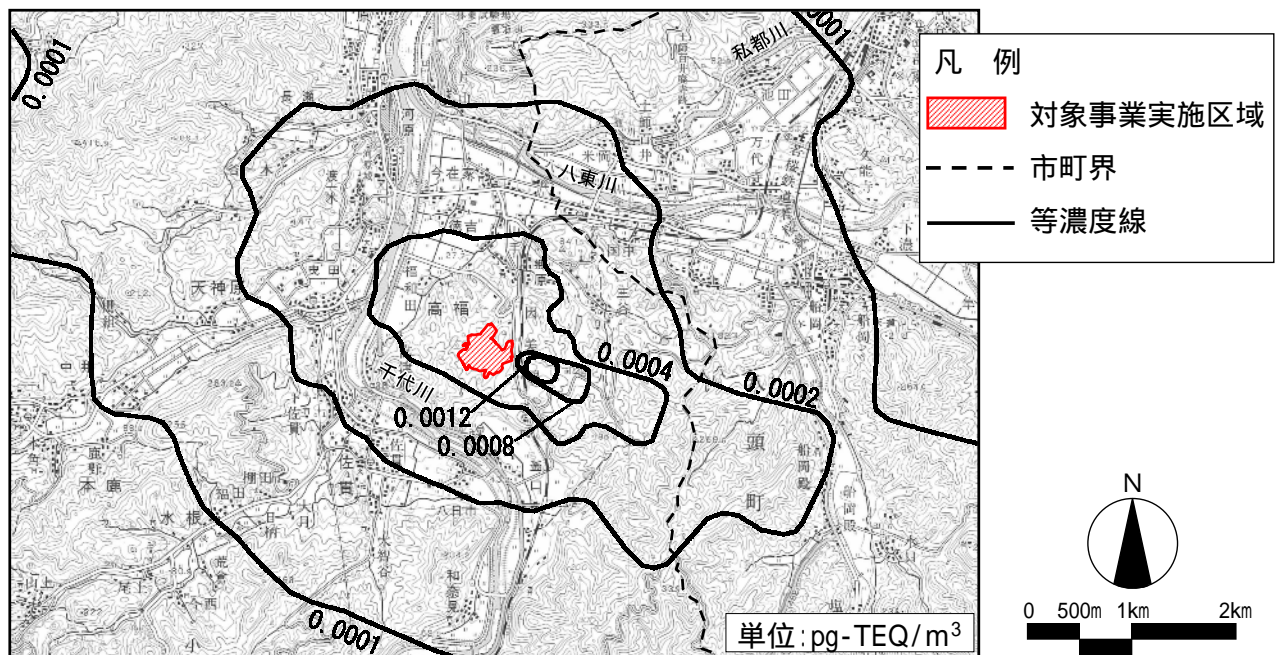


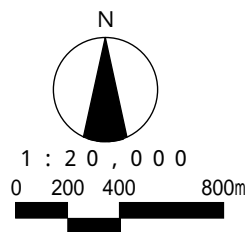
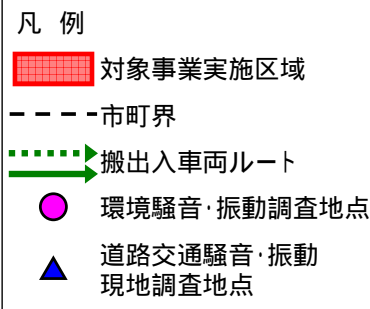
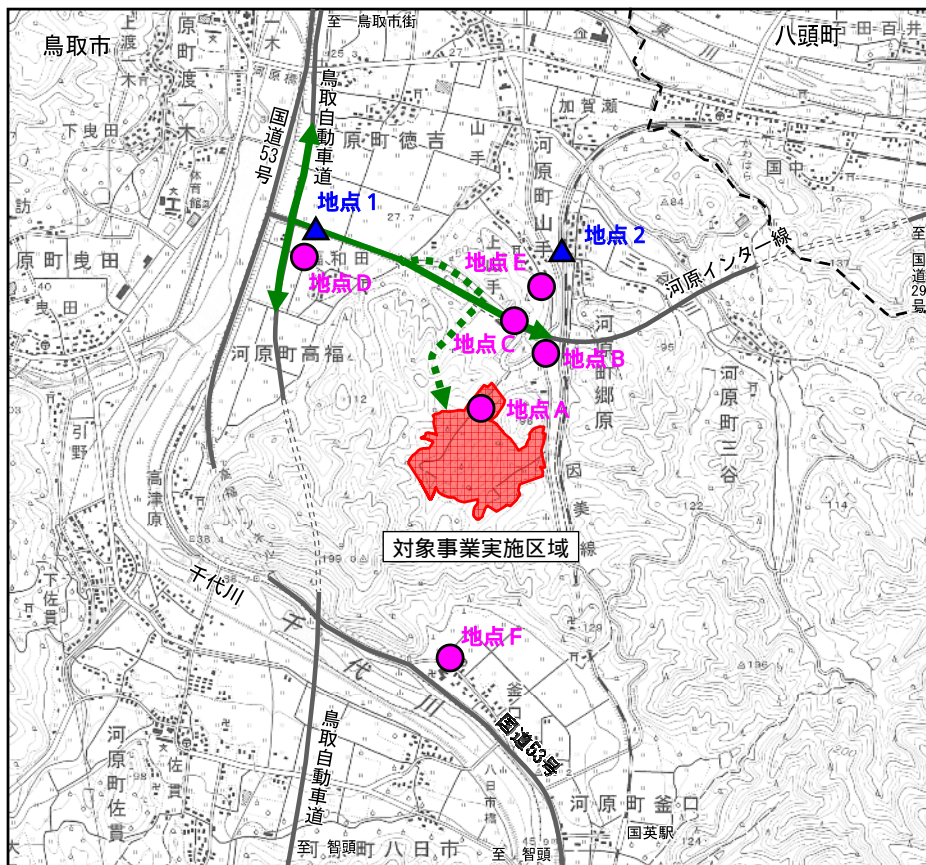


予測結果 (浮遊粒子状物質 : 長期平均濃度)



予測結果 (ダイオキシン類 : 長期平均濃度)





環境騒音現地調査結果(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))

単位:デシベル

調査地点	昼間		夜間	
	休日	平日	休日	平日
対象事業実施区域	39.2	41.2	31.3	29.6
至近民家	45.9	50.5	37.7	38.0
河原町総合運動場	44.9	46.0	36.2	35.2
福和田地区	50.0	51.0	45.1	44.6
郷原・上山手地区	36.6	40.5	29.9	28.6
釜口地区	44.5	46.7	40.6	39.4

道路交通騒音現地調査結果(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))

単位:デシベル

調査地点	昼間		夜間	
	休日	平日	休日	平日
河原インター線(福和田地区)	61.4	63.7	55.6	53.5
生活道路(郷原・上山手地区)	46.5	48.3	37.5	39.0

時間区分: 昼間6時~22時、夜間22時~6時

環境振動現地調査結果(L<sub>10</sub>)

単位:デシベル

調査地点	昼間		夜間	
	休日	平日	休日	平日
対象事業実施区域	25未満	25未満	25未満	25未満
至近民家	25未満 ~ 28.1	25未満 ~ 32.3	25未満	25未満
河原町総合運動場	25未満	25未満	25未満	25未満
福和田地区	25未満	25未満	25未満	25未満
郷原・上山手地区	25未満	25未満	25未満	25未満
釜口地区	25未満	25未満	25未満	25未満

道路交通振動現地調査結果(L<sub>10</sub>)

単位:デシベル

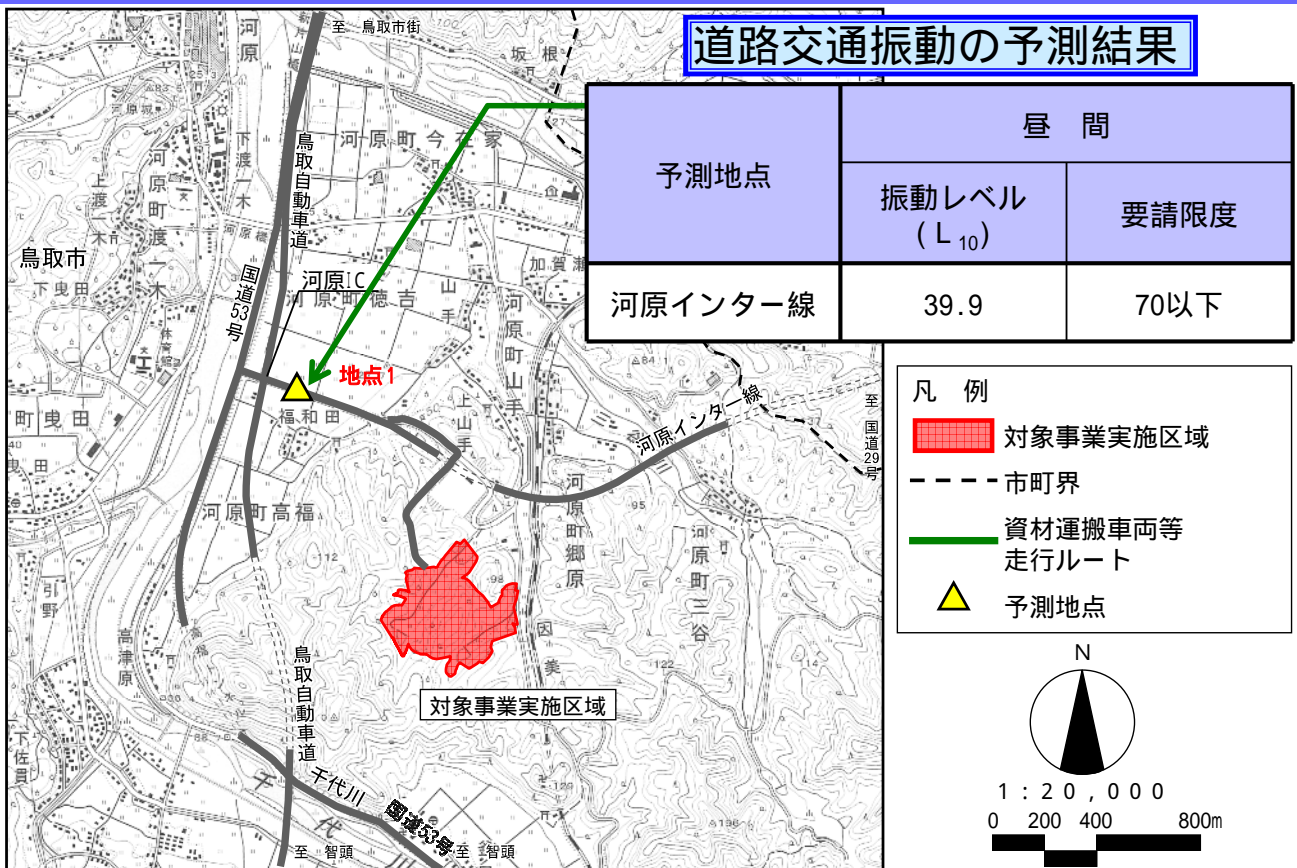
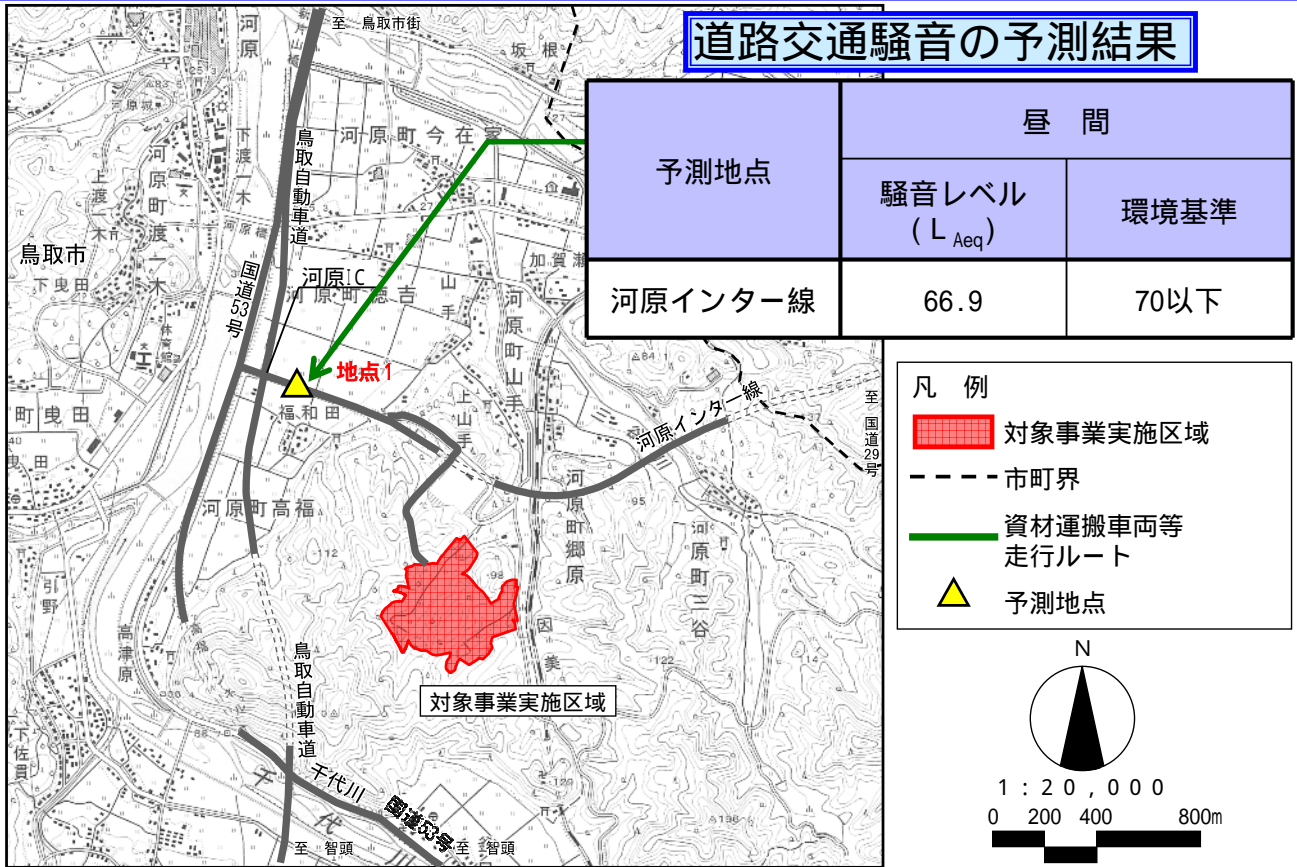
調査地点	昼間		夜間	
	休日	平日	休日	平日
河原インター線(福和田地区)	25未満 ~ 27.6	26.1 ~ 34.5	25未満	25未満 ~ 28.4
生活道路(郷原・上山手地区)	25未満	25未満	25未満	25未満

注)時間区分:昼間8時~19時、夜間19時~8時

## 主な環境保全措置

## 資材運搬車両等の走行

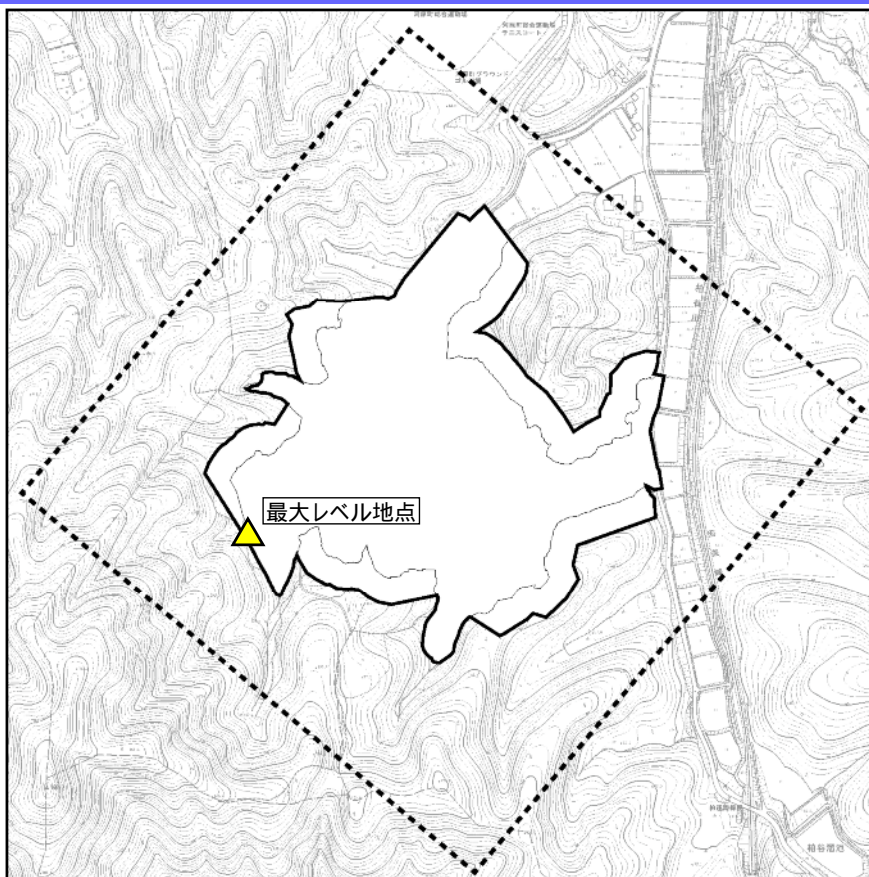
- ・ 資材運搬車両等は走行ルート指定します。
- ・ 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底します。
- ・ 資材運搬車両等は、不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底します。



## 主な環境保全措置

### 建設機械の稼働

- ・ 対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努めます。
- ・ 建設機械は、低騒音型又は低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して集中稼働を避けます。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底します。

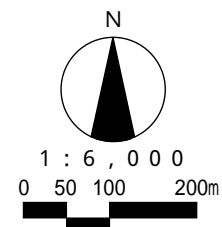


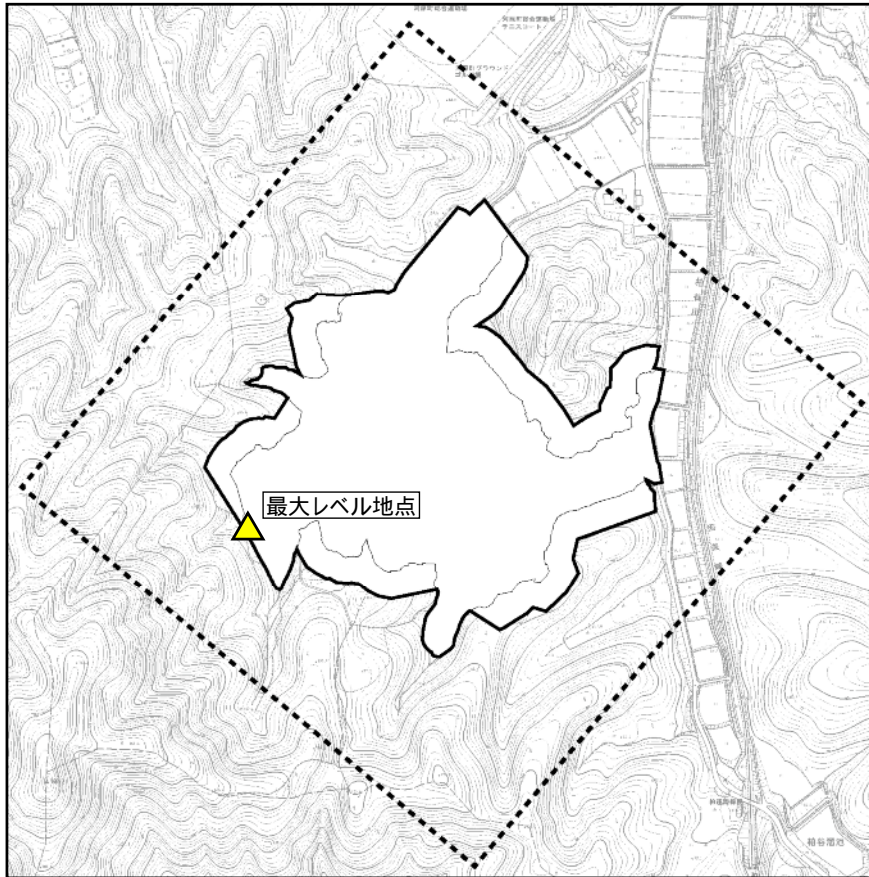
### 建設機械の稼働に伴う騒音レベル

項目	予測結果	規制基準
騒音	76.0 デシベル	85 デシベル

#### 凡例

- 実施区域
- ▲ 最大レベル地点



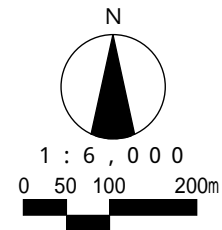


### 建設機械の稼働に伴う振動レベル

項目	予測結果	規制基準
振動	56.0 デシベル	75 デシベル

#### 凡例

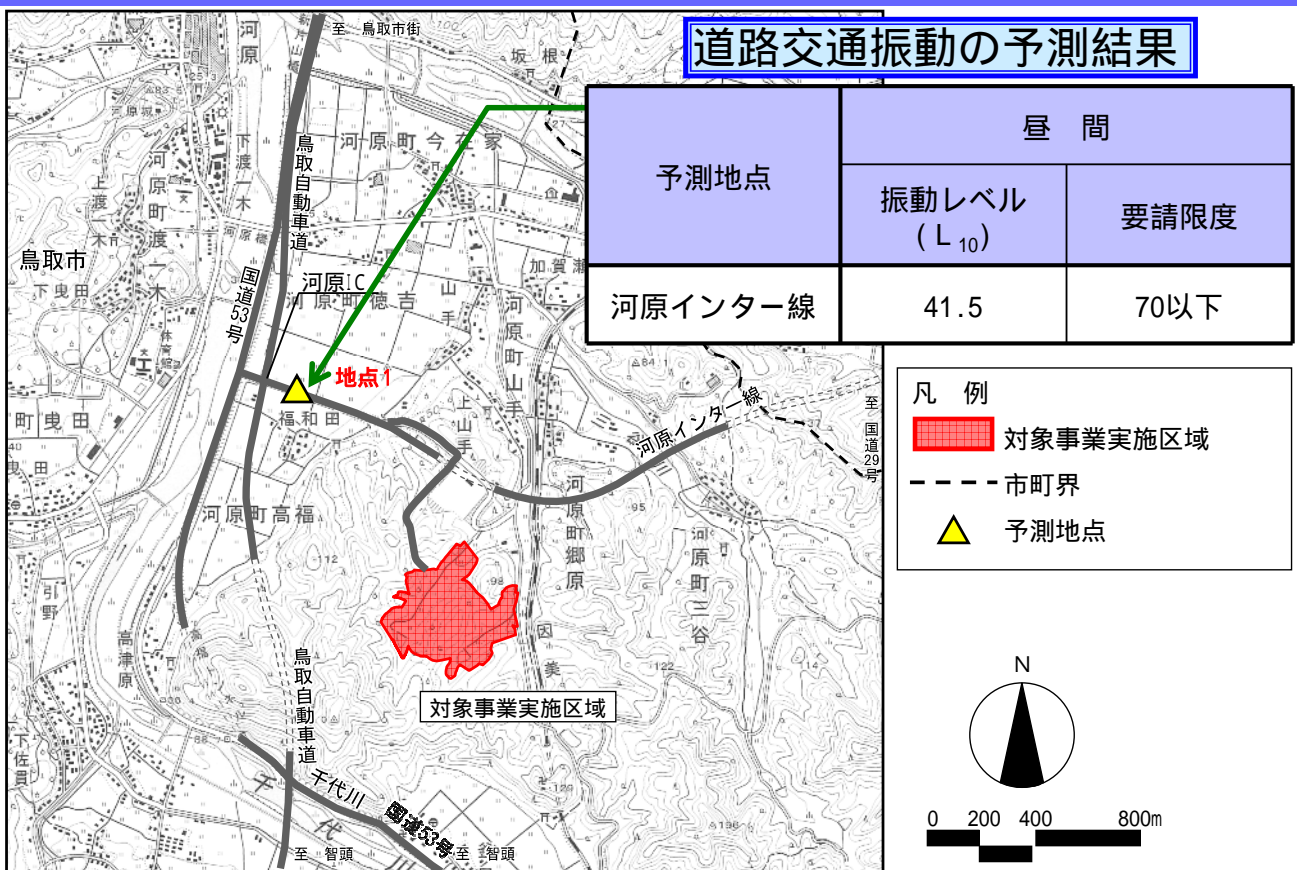
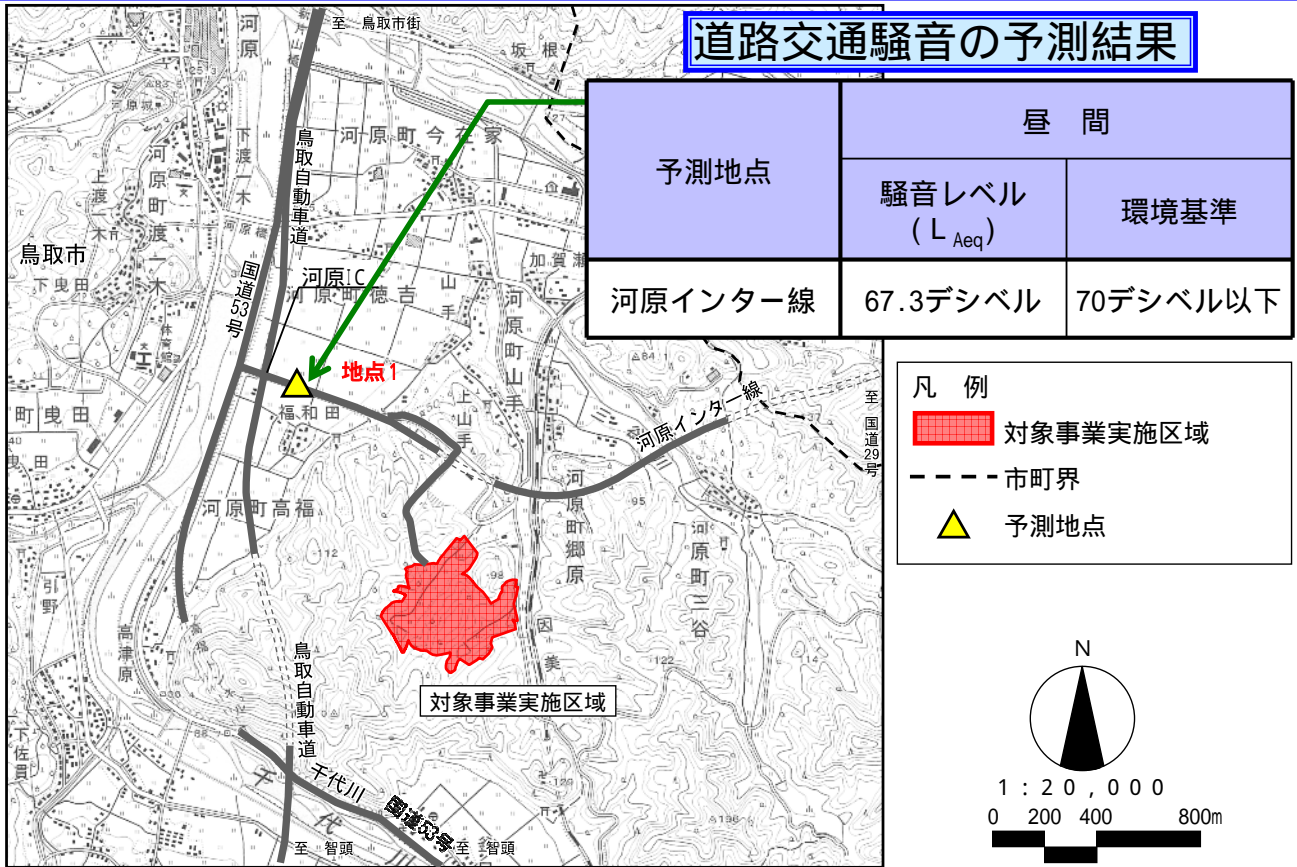
- 実施区域
- ▲ 最大レベル地点



## 主な環境保全措置

### 廃棄物運搬車両等の走行

- ・ 廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定します。
- ・ 廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避けます。
- ・ 廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底します。
- ・ 廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底します。



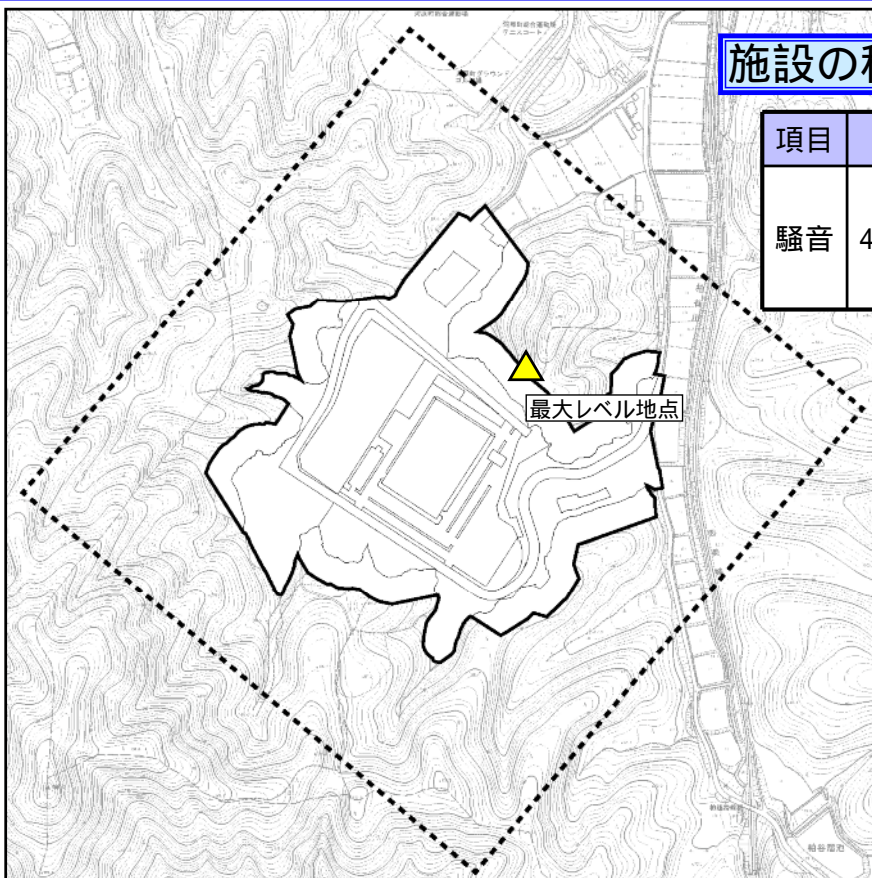
## 主な環境保全措置

### 施設の稼働

- ・ プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努めます。
- ・ 給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行います。
- ・ 低騒音型・低振動型の機器を採用します。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行います。

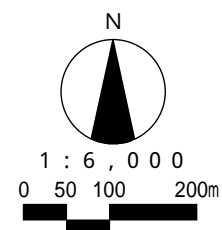
### 施設の稼働に伴う騒音レベル

項目	予測結果	規制基準
騒音	48.0デシベル	昼間:65デシベル 朝夕:65デシベル 夜間:50デシベル 深夜:50デシベル



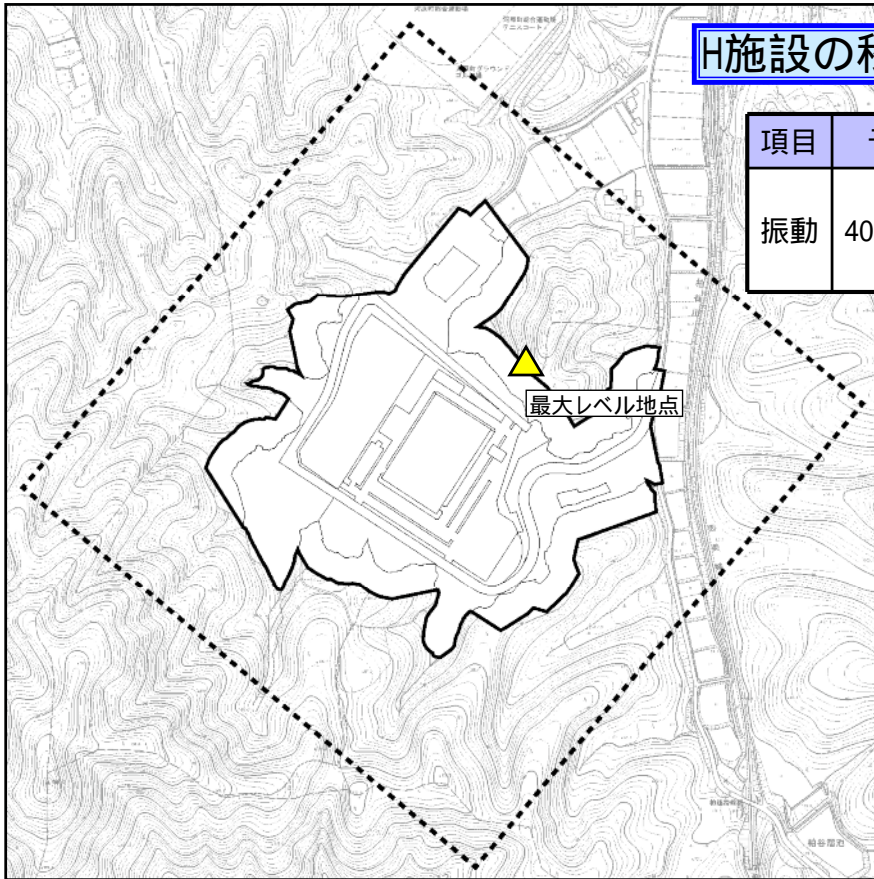
#### 凡例

- 対象事業実施区域
- ▲ 最大レベル地点





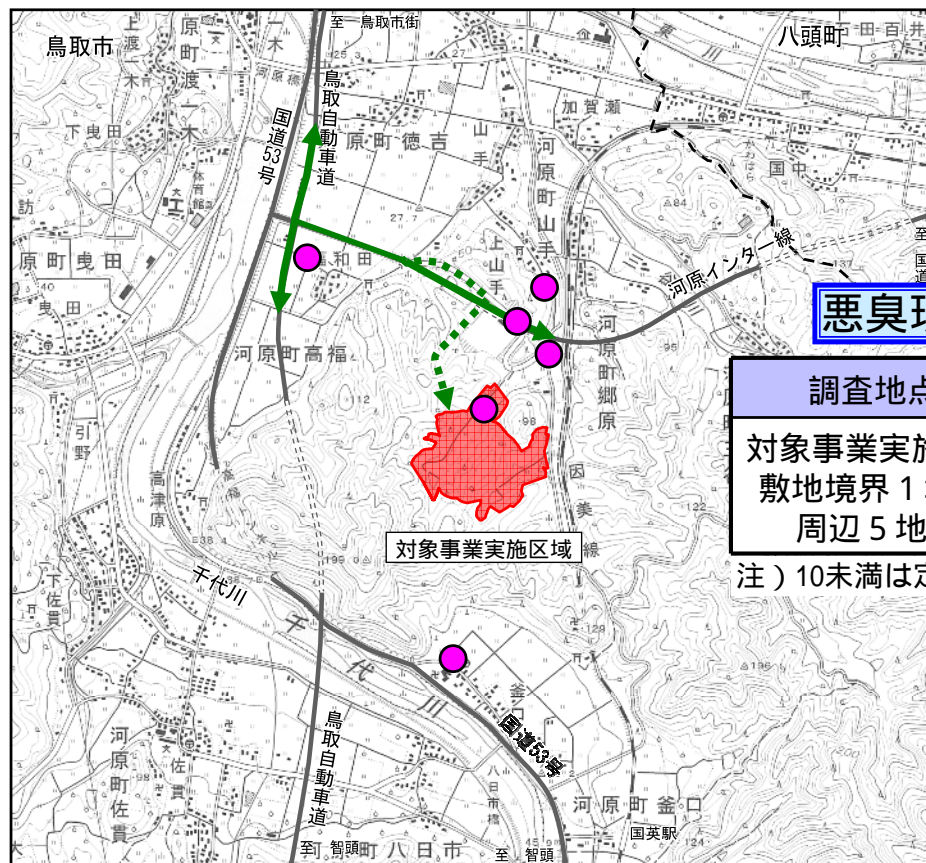
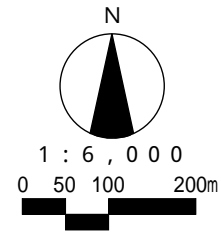
H施設の稼働に伴う振動レベル



項目	予測結果	規制基準
振動	40.0デシベル	昼間:65デシベル 夜間:60デシベル

凡例

- 対象事業実施区域
- 最大レベル地点



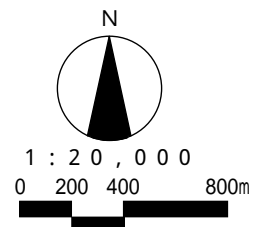
凡例

- 対象事業実施区域
- 市町界
- 搬出入車両ルート
- 悪臭調査地点

悪臭現地調査結果

調査地点	臭気指数
対象事業実施区域 敷地境界1地点 周辺5地点	10未満

注) 10未満は定量下限値未満を示す。

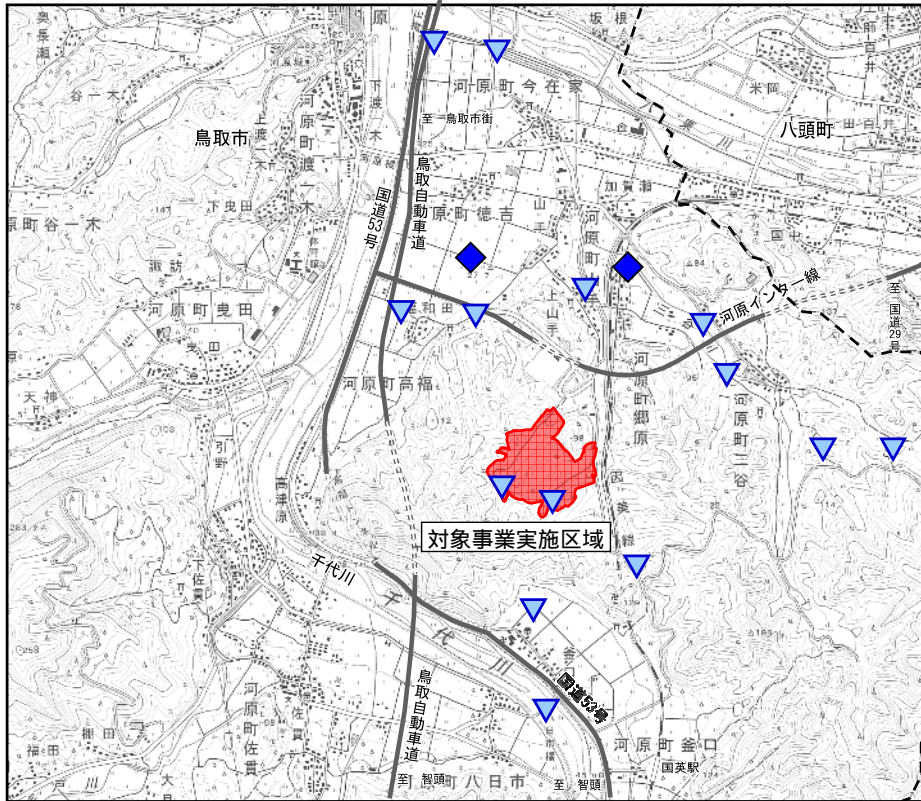


## 主な環境保全措置

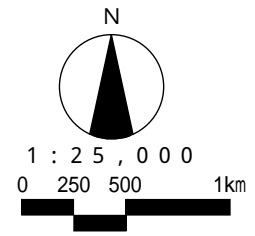
- ・ごみピット内の空気を、燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭します。
- ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておきます。
- ・プラットフォーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止します。
- ・プラットフォームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止します。

## 予測結果

- ・煙突排ガスによる悪臭については、臭気指数の最大着地濃度は10未満となります。
- ・施設からの臭気の漏洩による特定悪臭物質濃度は計画目標値（悪臭防止法に基づく規制のA区域の基準相当）以下になります。



- 凡例
- 対象事業実施区域
  - - - 市町界
  - ▼ 水質(河川、ため池、水路)
  - ◆ 地下水



水質現地調査結果

区分	河川		水路	ため池	地下水	
		環境基準				
豊水量季	PH	7.4 ~ 7.5	6.5 ~ 8.5	7.2 ~ 7.7	7.2 ~ 8.0	7.0 ~ 7.5
	DO(mg/°)	9.2 ~ 9.3	7.5以上	7.1 ~ 9.2	7.4 ~ 9.6	-
	BOD(mg/°)	0.5未満	1以下	1.0以下	1.1 ~ 3.0	-
	SS(mg/°)	4 ~ 5	25以下	5 ~ 16	2 ~ 8	-
	大腸菌群数 (MPN/100 m°)	3,300 ~ 7,900	50以下	1,300 ~ 130,000	790 ~ 24,000	-
低水量季	PH	7.7 ~ 7.8	6.5 ~ 8.5	7.2 ~ 8.3	7.1 ~ 8.1	6.7 ~ 7.1
	DO(mg/°)	8.9	7.5以上	4.3 ~ 8.9	2.6 ~ 9.2	-
	BOD(mg/°)	0.5未満	1以下	0.8以下	1.2 ~ 2.6	-
	SS(mg/°)	2	25以下	1 ~ 6	3 ~ 17	-
	大腸菌群数 (MPN/100 m°)	7,900 ~ 9,400	50以下	7,000 ~ 110,000	330 ~ 130,000	-

## 主な環境保全措置

- ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流します。
- ・段階的な切盛り工事等の工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制します。
- ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去します。
- ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じます。

## 予測結果

- ・上記の保全措置を講じることにより工事による公共用水域への濁水の影響は小さいものとなります。

## 主な環境保全措置

- ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止します。
- ・ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理します。
- ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、その余剰水及び生活系排水については、除外施設により必要な処理を行ったうえで近隣の集落排水処理施設に放流します。

## 予測結果

- ・上記の保全措置を講じることにより、施設から河川等の公共用水域への排水はありません。

対象事業実施区域及びその周辺における  
ボーリング調査結果



尾根部分を中心に河原・火砕岩層が広く分布

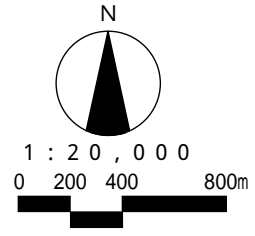
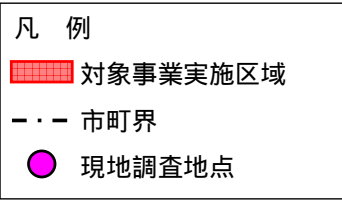
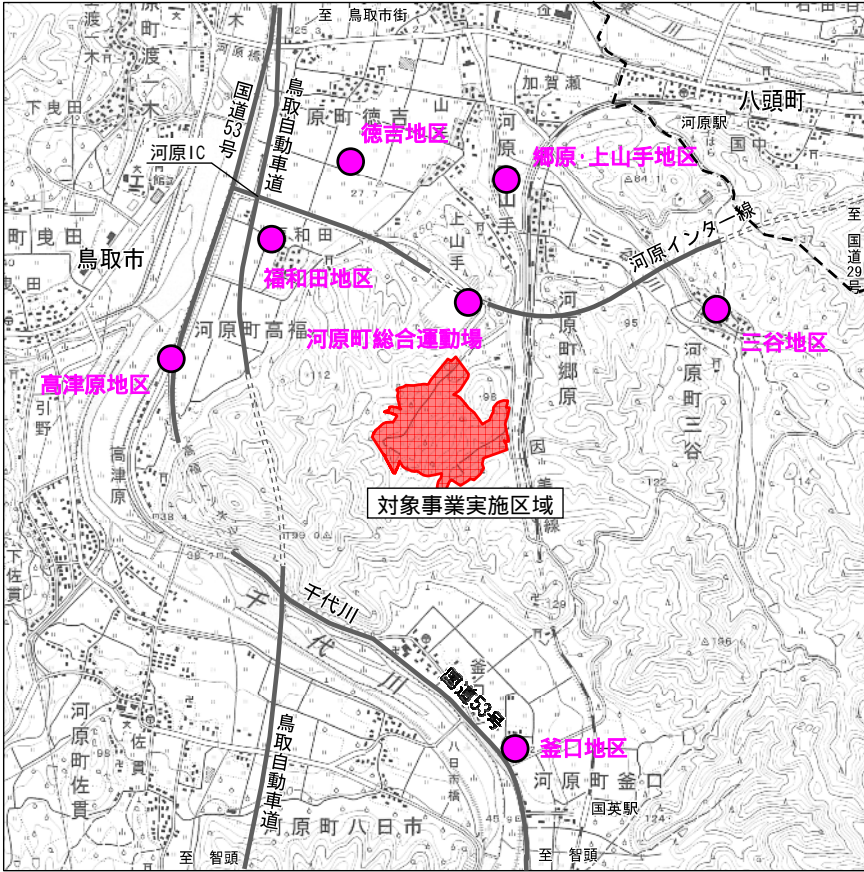
主な環境保全措置

- ・造成計画にあたっては、現状の地形を生かした最小限の切土量とするよう配慮します。
- ・河原火砕岩層の地質特性に配慮のうえ、必要に応じて地盤改良を行います。



予測結果

- ・河原火砕岩層は対象事業実施区域周辺に広く分布しており、工事にあたっては上記の保全措置を講じます。



ダイオキシン類調査結果

単位:pg TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
河原町総合運動場	0.20	1,000以下
福和田地区	5.3	
郷原、上山手地区	0.32	
徳吉地区	5.8	
釜口地区	14	
三谷地区	1.5	
高津原地区	0.41	

### 主な環境保全措置

- ・ 排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出します。
- ・ 燃焼温度、ガス滞留時間等について、ダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去します。

### 予測結果

#### 施設の稼働に伴う影響の予測結果(最大着地濃度地点)

単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>

予測項目	年平均値			環境基準
	付加濃度	バックグラウンド濃度	環境濃度	
ダイオキシン類	0.00141	0.0066	0.00801	0.6

## 植物現地調査結果

調査項目		確認された種数	重要種	
シダ植物		68	8	
裸子植物		5		
被子植物	双子葉植物	離弁花類		226
		合弁花類		140
	単子葉植物			122

注)重要種とは、国及び鳥取県のレッドデータブックに記載されている種。

## 主な環境保全措置

- ・新設緑地のうち、ため池跡地等については、樹木の植栽等により動植物の生息・生育環境とします。
- ・新設緑地のうち、施設の周辺における緑化については芝や樹木をバランスよく配置します。
- ・移植を行った植物については、移植後に適切なモニタリングを行って移植後の生育状況を確認します。



## 予測結果

## 事業の実施により

- ・ コナラ群落等の植生の減少、在来植物の減少
- ・ ミズマツバ及びコクラン等の一部の重要な植物について直接的な改変による影響が予測されますが、改変の回避や移植による個体の保護等の環境保全措置を講じることにより、影響は小さいものとなります。

## 動物現地調査結果

調査項目	確認された種数	注目すべき種
ほ乳類	15	8
鳥類	89	16
猛禽類	9	9
は虫類	9	-
両生類	10	6
昆虫類	622	9
クモ型類	114	2
陸産貝類	14	2

注) 注目すべき種とは、国及び鳥取県のレッドデータブックに記載されている種。

## 主な環境保全措置

- ・ため池に生息する移動能力が低い生物群については、施工時に確認された場合、付近のため池等へ移殖を行います。
- ・調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲内で、生物が利用可能な構造とします。
- ・移殖を行った種についてはモニタリングを行って保全措置の効果を確認します。
- ・対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努めます。
- ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流します。

## 予測結果

## 事業の実施により

- ・ため池に生息する移動能力が低い生物群や注目すべき種であるカスミサンショウウオ等に対し、直接的な改変等による影響
- ・一部のほ乳類及び鳥類に対し、直接的な改変や施工時の騒音による生息環境の減少の影響

## 主な環境保全措置

- ・ プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努めます。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行います。
- ・ ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止します。
- ・ プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、その余剰水及び生活系排水については、除外施設により必要な処理を行ったうえで近隣の集落排水処理施設に放流します。

## 予測結果

本事業では、施設の稼働による汚水の排水はないこと、騒音・振動は現況と同程度と予測されることから、施設の存在・供用における動物への影響はないものと考えます。

## 水生生物現地調査結果

調査項目	確認された種数	注目すべき種
魚類	15	1
プランクトン	145	-
ベントス	114	7
水草類	14	1
付着藻類	82	-

注) 注目すべき種とは、国及び鳥取県のレッドデータブックに記載されている種。

## 主な環境保全措置

- ・ コサナエ、キイロヤマトンボを中心としたため池の生物については、施工時に確認された場合付近のため池等へ移殖を行います。
- ・ 調整池、水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とします。
- ・ 沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流します。

## 予測結果

施工時に直接的に改変される種については、影響が生じるものと予測する。



キイロヤマトンボなど、ため池で確認された種について、施工時に移植を行う。

## 主な環境保全措置

- ・ ゴミピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止します。
- ・ プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、その余剰水及び生活系排水については、除外施設により必要な処理を行ったうえで近隣の集落排水処理施設に放流します。

## 予測結果

本事業では、施設の稼働における汚水の排水はないことから、施設の存在・供用における水生生物への影響はないものと考えます。

## 生態系の状況

区分	注目すべき種
上位性	フクロウ
典型性	ホンドジカ、モリアオガエル
特殊性	タゴガエル

## 主な環境保全措置

- ・ 土地利用計画において、約3.8haを残置森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とします。
- ・ 対象事業実施区域内には新たに緑地を設け、周辺の自然環境に配慮します。
- ・ モリアオガエルをはじめとする両生類の産卵環境を確保するため、ため池跡地に生息地を設けます。また、調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とします。

## 予測結果

工事の実施により、フクロウに代表される上位種、モリアオガエルに代表される典型種に一部影響が生じる可能性があります。両生類の産卵環境となるビオトープ等の生息環境を創出すること、フクロウの生息状況についてモニタリングすることにより、事業の影響は小さいものとなります。

## 主な環境保全措置

- ・対象事業実施区域南側の敷地境界付近に低木による植栽を行い、分断される樹林への移動経路を確保します。なお、施設の性質上、中小型哺乳類の移動経路を確保します。



## 予測結果

事業の実施により樹林の分断が生じますが、対象事業実施区域南側の敷地境界付近に緑地帯を設け、分断される樹林への移動経路を確保することにより、事業の影響は小さいものとなります。

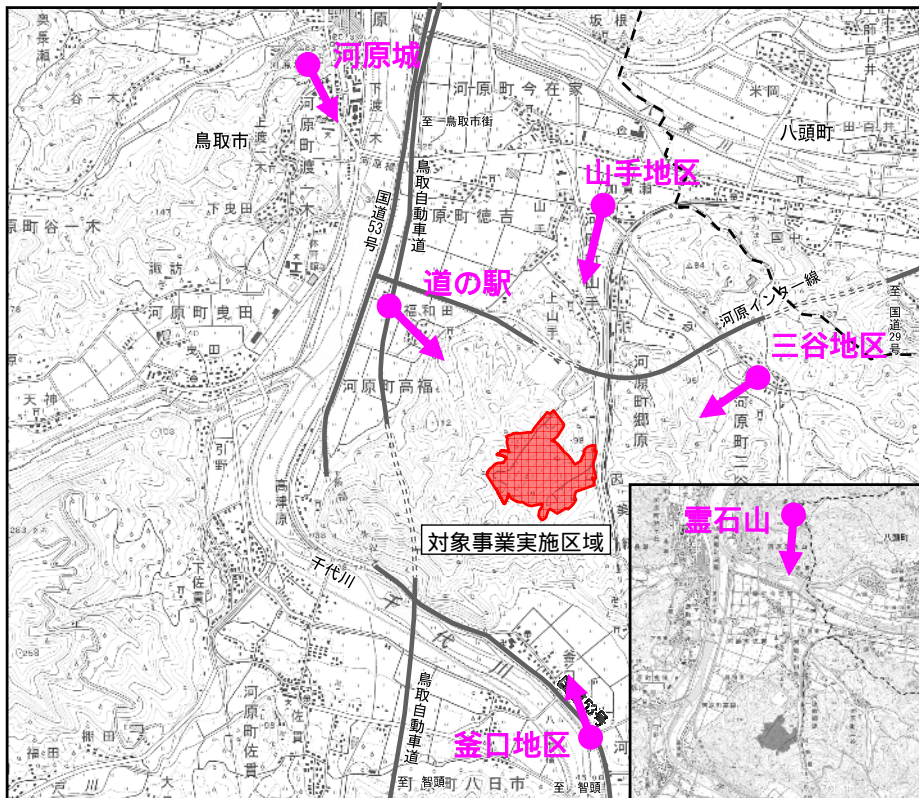
## 主要な眺望景観の状況

- ・対象事業実施区域は、現在、樹林地及び農用地等として利用されています。
- ・周辺の主要な景観資源の状況としては、千代川、霊石山、河原城があげられます。

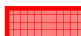


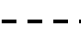
### 主な環境保全措置

- ・ 計画施設の外観は、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とします。
- ・ 計画施設のベースカラーは、周辺の環境と調和した色彩とします。

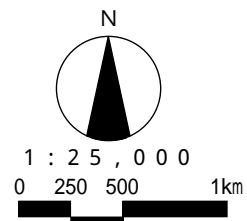


#### 凡例

 対象事業実施区域

 市町界

 景観予測地点



予測結果 (地点 霊石山)

【将来】



予測結果 (地点 河原城)

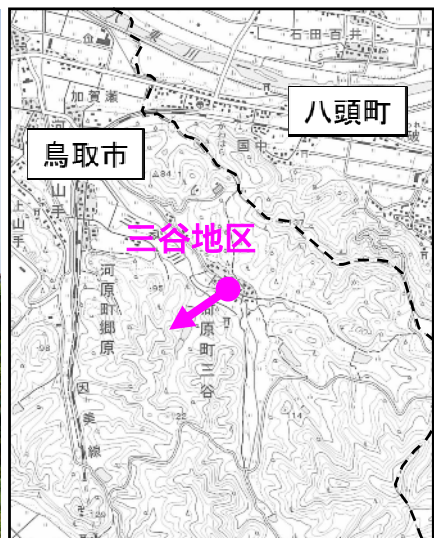
【将来】



## 予測結果(地点 山手地区)



## 予測結果(地点 三谷地区)



予測結果 (地点 釜口地区)

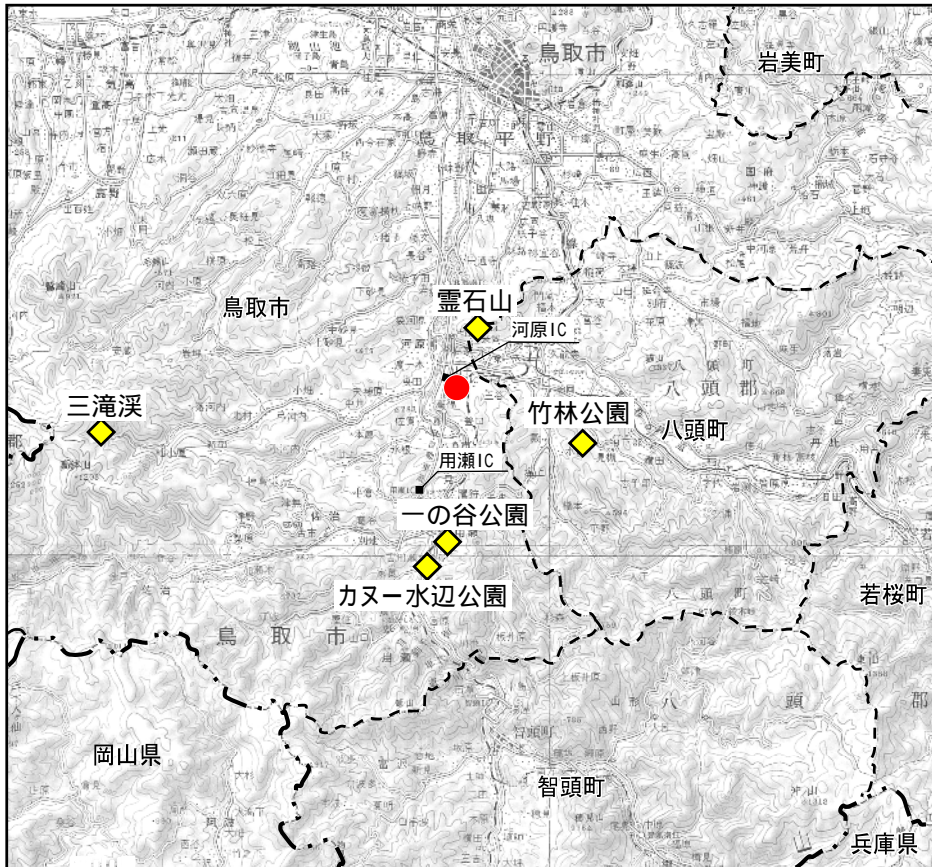
【将来】



予測結果 (地点 道の駅)

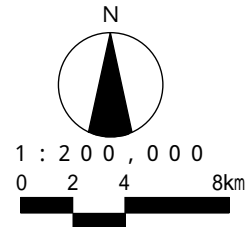
【将来】





## 凡例

- 対象事業実施区域
- - - 市町界
- - - 県界
- ◆ 触れ合い活動の場



## 主な環境保全措置

- ・ 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けます。
- ・ 原則として、資材運搬車両等の走行時間帯は昼間12時間（7時～19時）とし、休日（日曜日、祝日）に工事は実施しないこととします。



## 予測結果

主要なアクセスルートである鳥取自動車道の交通量に対する資材運搬車両等が及ぼす影響割合は5.3%であり、主要な触れ合い活動の場へのアクセス性の低下の程度は小さいものと予測します。

### 主な環境保全措置

- ・ ゴミ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避けます。



### 予測結果

主要なアクセスルートである鳥取自動車道の交通量に対する本事業の廃棄物運搬車両等が及ぼす影響割合は、7.9%であり、主要な触れ合い活動の場へのアクセス性の低下の程度は小さいものと予測します。

#### 現有4施設から発生する廃棄物

項目	神谷 清掃工場	レインボー ふくべ	国府町 クリーンセンター	ながお クリーンステーション
焼却灰と焼却飛灰 を合計したもの (t/日)	約 15.1	約 0.3	約 1.0	約 1.2

注) 4施設合計で約17.6 t /日

## 主な環境保全措置

## 工事の実施

- ・ 建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化します。工事にあたっては、分別排出を徹底し、「廃棄物処理法」により許可を受けた業者に委託し、マニフェストを使用して適正に処理を行います。

## 建設工事に伴う廃棄物の発生量

種 類	発生量 ( t )
コンクリート塊	276
アスファルト・コンクリート塊	57
ガラス及び陶磁器くず	52
廃プラスチック類	52
金属くず	120
木くず	120
紙くず	42
石膏ボード	68
混合廃棄物	270
その他	146
合計	1,201

注) 廃棄物の発生量は、計画している3つの処理方式のうち、最も発生量が多いストーカ+灰溶融方式の値を示しています。

### 主な環境保全措置

#### 施設の存在・供用

- ・ 焼却残渣については、融処理しない方式（ストーカ方式）を採用する場合は、埋立またはセメント原料化及び山元還元化等を検討します。焼却残渣を溶融処理する方式（ストーカ＋灰溶融方式、ガス化溶融方式）を採用する場合は、溶融により生成したスラグを土木材料として資源化を行います。

### 施設から発生する廃棄物

項 目	発生量（t/日）		
	ストーカ方式	ストーカ＋灰溶融方式	ガス化溶融方式
焼却灰	11.0	(11.0)	-
焼却飛灰	4.3	4.3	-
溶融スラグ	-	9.6	18.7
溶融飛灰	-	0.3	5.8
メタル	-	-	2.9
合 計	15.3	14.2	27.4

注1) - : 発生しない廃棄物を示す。

注2) ( ) : 溶融される焼却灰であり、合計には含まない。



### 主な環境保全措置

- ・ 排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ売電します。
- ・ 対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置します。
- ・ 施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努めます。

### 温室効果ガス排出量と削減量の予測結果

項 目	二酸化炭素量または 二酸化炭素換算量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
排出量A	24,492
ごみ焼却	1,735
プラスチック等焼却	22,437
灯油使用	271
買電	49
削減量 発電(売電)B	6,727
合計A-B	17,765

知事意見書の概要		主な対応の概要
情報公開について	環境影響評価の実施に当たっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。	本組合は、毎月「国英だより」を発行する等、広く住民の皆様への情報提供。環境影響評価の現地調査は平成22年6月より開始し、平成22年11月、平成23年4月及び5月に地権者集落、調査地点のある集落及び河原町部落長会において現地調査結果の中間報告に係る説明会を開催する等、積極的な情報公開に努めた。平成23年3月には処理能力の見直しを行い、本説明会においてそれらの変更経緯について説明したほか、本組合のホームページ上にてこれら現地調査結果を公表。今後さらに積極的に情報提供を行っていく。

知事意見書の概要		主な対応の概要
調査項目及び手法について	環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目及び手法の見直しを行い、必要に応じて、追加調査、予測及び評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気調査については、主要な風向に位置する集落だけでなく、すべての近隣集落への環境影響について調査及び予測評価を行う必要があるものと考え、対象事業実施区域東側の三谷地区及び西側の高津原地区について新たに調査地点として追加のうえ、予測評価を実施。</li> <li>・土壌調査については、大気質調査地点との整合を踏まえ、大気調査で追加した上記2地点について土壌調査を追加。</li> <li>・水質及び底質調査については、ため池管理者等との協議を踏まえ、方法書で記載した郷原地区のため池1箇所を取り止め、三谷地区のため池2箇所を追加。また、上記ため池に接続する水路1箇所についても追加。</li> <li>・騒音振動及び悪臭調査については、知事意見を踏まえ、敷地境界の地点を追加。また、関連車両が河原インター線を利用することから、河原インター線沿道1地点を沿道の騒音振動調査地点として追加。</li> <li>・植物及び動物については、学識者等へのヒアリング結果、周辺で確認される可能性がある猛禽類を対象とした調査を追加。また、現地調査で確認されたホンゴウソウ、ツキノワグマについて分布情報の蓄積のため、追加調査を実施。</li> <li>・水生生物については、調査範囲を水質調査範囲と同範囲とし、周辺地域の水生生物相を把握するため、三谷川・柏谷川合流点付近、釜口地区排水路の2箇所を調査地点に追加。</li> </ul>

	知事意見書の概要	主な対応の概要
調査項目及び手法について	評価の手法について 環境影響評価の実施に当たっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、環境影響への回避低減が最大限なされるよう、十分に検討し、その内容についても明らかにすること。	環境影響評価の実施にあたっては、環境基準等との整合性の観点から環境保全目標等との比較を行うとともに、現況の環境を極力悪化させないという観点から事業者により実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減が図られているかどうかについて評価。なお、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じる場合には、環境影響への回避・低減が十分図られるよう検討し、その内容を記載。
	大気質について 環境影響を受ける範囲について、方法書では、隣接する八頭町は、当該事業に係る環境影響を受ける範囲外とされているが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所及び観測点を設置するなど、調査、予測及び評価を行った上で環境影響を受ける範囲かどうかを準備書において明らかにすること。	方法書では、隣接する八頭町は当該事業に係る環境影響を受ける範囲外としていたが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所及び観測点を設置する必要性を踏まえ、八頭町に近接する河原町三谷地区の箇所を代表地点に設定。また、この地区について調査予測及び評価を行い、環境影響を受ける程度を明らかにし、その内容を記載。
	大気質について 当該事業は、「処理方式」「煙突高」「施設配置」「廃棄物の搬入経路(取り付け道路)」等について、現時点で不確定であるが、これらの不確定要素による不測の環境影響が生じないよう、十分に配慮して、調査、予測及び評価を行うこと。	方法書では、「処理方式」「煙突高」及び「廃棄物の搬入経路(取り付け道路)」等について不確定としていました。準備書では「煙突高」及び「搬入経路(取り付け道路)」は確定したものの、廃棄物の処理方式について方法書時点と同様に1方式に絞ることができないため、メーカーヒアリング結果を基に、予測に用いる各方式の諸元を設定。また、予測及び評価については、これに基づきすべての方式で実施し、その内容を記載。

	知事意見書の概要	主な対応の概要
調査項目及び手法について	大気質について ウ 逆転層の出現状況や隣接地に計画されている工業団地による地形改変など気象及び地形の地域特性等を十分に考慮した調査、予測及び評価を行うこと。	煙突排ガスの短期平均濃度の予測に際しては、逆転層の出現状況を勘案のうえ、上層逆転時や接地逆転層崩壊時について予測評価を行い、その内容を記載。なお、工業団地を踏まえた予測については、現時点で公表された資料がなく、計画の内容が不明であり、今後計画の内容が明らかになった場合に必要に応じて検討。
	大気質について エ 主要な風向に位置する集落への環境影響だけでなく、すべての近隣の集落への環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。	大気調査については、主要な風向に位置する集落への影響だけでなく、すべての近隣集落への環境影響について調査及び予測評価を行う必要があるものと考え、対象事業実施区域東側の三谷地区及び西側の高津原地区についても新たに調査地点として追加。調査、予測及び評価を実施し、その内容を記載。
	悪臭について 施設から漏えいした場合の事業所敷地境界地点での環境影響及び大気質と同様に煙突排ガスによる環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。	施設から漏えいした場合の事業所敷地境界地点での環境影響については、悪臭防止対策等の事業計画明らかにするとともに、類似事例を参照して予測評価を実施。また、煙突排ガスによる環境影響は、臭気指数(臭気濃度)について、煙突排ガスの排出諸元、大気質の短期濃度予測の気象条件を用いて、大気拡散式により予測及び評価を行い、その内容を記載。

知事意見書の概要		主な対応の概要
調査項目及び手法について	騒音・振動について 調査、予測及び評価の地点として、事業所敷地境界地点を追加すること。また、鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)第58条に規定する深夜騒音規制が適用されるので、留意すること。	騒音振動については、敷地境界の地点を追加。また、施設騒音の評価に際しては、鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)第58条に規定する深夜騒音規制が適用されるため、騒音規制法等に基づく規制基準に照らした評価のほか、当該規制基準との整合による評価についても行い、その内容を記載。
	土壌について 煙突から排出される排出ガスのうち、特にばいじんによる周辺土壌への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。	煙突から排出される排出ガスについては、周辺土壌への影響との関連性を踏まえ、ダイオキシン類を対象として、調査、予測及び評価を行い、その内容を記載。
	動植物・生態系について 現地調査の結果、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第2項及び政令で定める希少野生動植物種」、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例大51号)第2条で定める希少野生動植物及び特定希少野生動植物」、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく特別天然記念物及び天然記念物に指定された野生動植物」及び「レッドデータブックととりに記載された野生動植物」が確認された場合は、必要に応じて、その種に着目した追加調査、予測及び評価を行うこと。	植物、動物、水生生物については知事意見で記載された文献に該当する種を注目すべき種とし、ホンゴウソウ、猛禽類、ツキノワグマについて追加調査を行ったうえで、予測及び評価を行い、その内容を記載。

知事意見書の概要		主な対応の概要
調査項目及び手法について	水生生物について 水生生物の調査範囲は、水質の調査範囲と同範囲とし、適切な調査地点を設定の上、調査、予測及び評価を行うこと。	水生生物については、調査範囲を水質調査範囲と同範囲とし、周辺地域の水生生物相を把握するため、三谷川・柏谷川合流点付近、釜口地区排水路の2箇所を調査地点に追加し、予測及び評価を行い、その内容を記載。
	生態系について 生物多様性については、当該地域の自然環境と生物群集の分布、食物連鎖関係等の生態系の構造をよく把握した上で、可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。	生態系の予測評価については、地域の生態系を模式化するなど生態系の構造を良く把握した上で、周辺の環境区分、造成計画を踏まえ、可能な限り定量的に予測及び評価を行い、その内容を記載。
	景観について 霊石山、河原城、近隣集落等を調査対象にあげているが、因美線沿線など施工区域を視認できるその他の地点についても、調査、予測及び評価の対象に含めることを検討すること。	方法書時点では、主要な眺望地点として霊石山、河原城、近隣集落等を調査対象としていましたが、因美線の電車内からも多数の人々に視認されることを勘案のうえ、車窓からの景観についても調査、予測及び評価の対象に含め、その内容を記載。
	温室効果ガスについて 温室効果ガスの調査、予測及び評価に当たっては、エネルギーの有効利用(発電、廃熱利用等)を始めとした排出抑制対策等について検討し、その内容について、準備書に記載すること。	地球温暖化の観点から、温室効果ガスの排出量は可能な限り抑制する必要があると考え、温室効果ガスの調査、予測及び評価にあたっては、発電などのエネルギー有効利用をはじめとした排出抑制対策等について検討のうえ、その内容を記載。

東部広域行政管理組合の廃棄物焼却施設にかかる環境影響評価手続きスケジュール(案)

